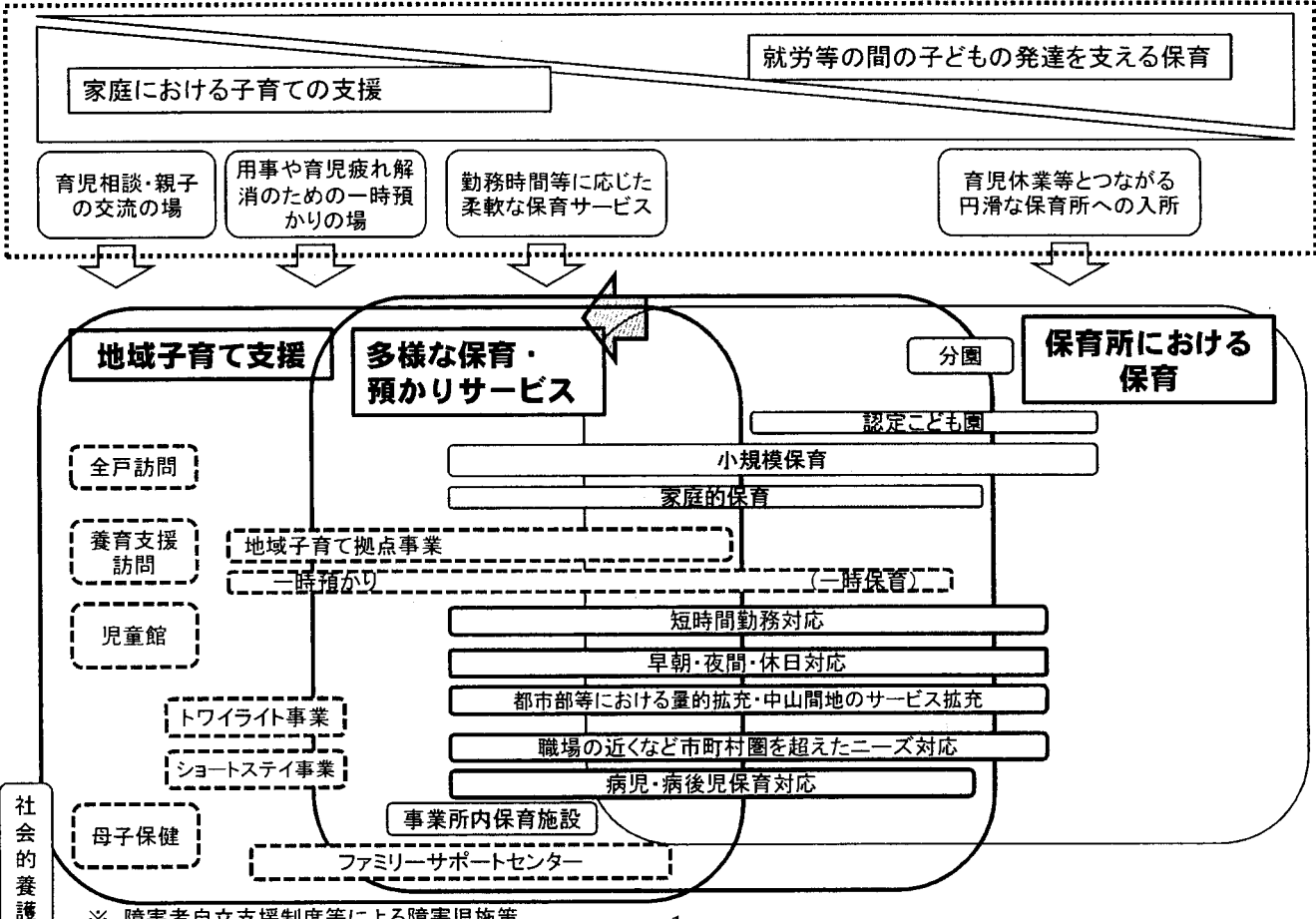


**第3回社会保障審議会少子化対策特別部会  
保育第二専門委員会**

- 1 日時 平成21年10月5日(月) 16:00~18:00
- 2 場所 厚生労働省17階 専用第21会議室
- 3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について  
・多様な保育関連給付メニューについて(2) 等
- 4 配付資料
  - 資料1-1 多様な保育関連給付メニューについて(2)
  - 資料1-2 多様な保育関連給付メニューについて(2) 参考資料
  - 資料2 短時間保育について
  - 参考資料1 菅原委員提出資料
  - 参考資料2 西田委員提出資料
  - 参考資料3 多様な保育関連給付メニューについて  
(第2回保育第二専門委員会資料)

# 多様な保育関連給付メニューについて(2)

## 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



## 前回委員会の議論を踏まえた参考メモ

### (総論)

- 量的拡大ニーズとニーズの多様化は、費用を負担する国民のニーズであり、費用負担の納得が得られるよう、認可保育所を質・量ともに拡充することを基本としつつ、同時に多様な社会資源を排除しないという考えが大事。
- 市町村がサービス提供体制確保の責務をきちんと果たすことが必要であり、そのために必要な財源の安定的な確保を国・地方を通じて図っていくことが前提となる。
- 公的保育サービスに必要な観点は、
  - ・ すべての子どもに質・量の確保されたサービスを保障すること
  - ・ 制度全体として安定的な財源が確保された下で、サービスの質が確保され、サービスの継続利用・提供が安定的に確保されること(事業者による安定的事業運営、サービスの継続利用が保障される仕組み)
  - ・ これらが公的な制度として担保され、国・自治体がそれぞれの役割を果たすこと
- いわゆる「定型的保育サービス」と「非定型的保育サービス」がかつてほど明確に線引きできない部分がある。定型的保育サービスもいくつかのパターンが必要  
非定型的保育サービスも、認可保育所の機能を拡大する方向を考えるとともに、すでにあるインフラの活用、多様な主体によるサービスがあってもよいのでは。
- 認可による事前規制は必要だが、それだけで質が担保されるわけではなく、質を継続的に維持・向上させるにはそれ以上に事後チェック・質を重視した評価が行われることを考えるべき。それをシステム全体の中に組み込むことを議論すべき。

2

- 公的保育サービスの担い手のうち、経過的に認可外の施設を認める類型については、認可施設への移行をめざすことが基本。
- どのように認可外施設を、最低基準に近づけていくのか。一定の枠組み、規制、条件なりをつけるのか。質の問題、財源の問題をクリアすることが必須だが、きちんと議論をしていく必要。

### (個々のサービス類型について)

- 分園、家庭的保育など、小規模サービスについて、自治体ごとに差がある現状。普及していないことについての分析が必要。
- 夜間保育についても、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本的に考える必要がある一方、現実にニーズが存在。質の確保を図っていくことが必要。
- 事業所内保育施設は、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。他方、事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、何らかの整理が必要。
- 住所地以外の保育サービスの利用は特例とすべき。
- 市町村合併による施設の統廃合等により住所地以外の市町村の保育サービスの利用ニーズは増加。
- へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっており、財政保障が必要。

3

## 家庭的保育の拡充に向けた課題例

(自治体・有識者からのヒアリングを踏まえ、事務局で整理したもの)

### 1 自治体の体制の確保

- ・ 家庭的保育の実施のための体制整備は、自治体の責任で実施すべき。
- ・ 自治体の支援の体制や、費用支払いの仕組みなど、家庭的保育の仕組みは自治体によってまちまちであるのが現状。
- ・ 家庭的保育者個人が利用者の選定、休暇の場合の代替の確保を図る場合など、負担が大きく、自治体の支援体制を確保する必要がある。

### 2 家庭的保育者の確保

- ・ 研修体制の充実
- ・ 研修を受けやすい環境整備
- ・ 孤立した不安定な働き方から、支援・連携体制の確保や共同化などで安定・安心な働き方を実施することにより、家庭的保育者を確保
- ・ 月～土をフルで働きたいという希望者は未だに多くなく、空いた時間に働きたいというニーズが多い状況。家庭的保育の補助者から徐々に本格稼働といったモデルも活用が考えられるのではないかな。

### 3 家庭的保育を支援する体制の確保

#### (1) 家庭的保育支援者の養成等

- ・ 家庭的保育者を支援する体制として、家庭的保育支援者の養成や、家庭的保育の補助者の確保が必要。

#### (2) 保育所等との連携

- ・ 連携保育所の果たすべき役割、家庭的保育者と保育所の連携の方法を、きちんと整理する必要。
- ・ 保育所自体の数が足りない地域では、保育所の人員にも余裕がなく、家庭的保育者との連携が取りにくい。

※ このほか、家庭的保育に加え、訪問型のサービスの位置づけの検討の必要性の指摘あり。

### (参考1) 第2回保育専門第一委員会における発言

#### ○椋野委員

認可保育所保育だけではなく保育サービスをもっと広く考えると、どうしても保育所保育を念頭に置いての議論が多いように思いますけれども、保育所保育というのは集団保育ですので、どうしても一定の人数が集まらないとできないのです。通常保育ならまだしも、休日保育や夜間保育というのは保育所保育ではどうしても保障できないような地域があって、それはそんなに特殊な地域ではないのです。そういう場合にも一人一人の子どもを考えた場合には必要とするとしたら、集団保育ではないサービス、例えばベビーシッターやファミリー・サポートなどということも「多様な給付メニュー」の中で検討していただきたいと思います。

### (参考2) 家庭的保育の在り方に関する検討会報告書(平成21年3月31日)(抄)

#### 4. 今後の課題

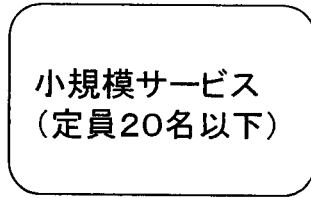
今回、家庭的保育の在り方に関する検討会において、実施基準及びガイドラインの内容の検討を行ったところであるが、その審議の過程において、次の問題点が指摘された。

今後、これらの問題点を踏まえて、保育の質を低下することなく、量的な拡大が行われるよう、さらに家庭的保育事業の推進を図る必要がある。

- 1 家庭的保育者の要件については、保育士資格を有しない者についても一定の研修を受講し、市町村長が適当と認めた者は、家庭的保育者とするとしている。  
保育士資格を有しない家庭的保育者が、その知識や経験を生かし、保育士資格の取得を奨励する方策を検討すべきである。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭的保育事業の啓発・普及に取り組み、広く家庭的保育事業の周知を図るとともに、家庭的保育者が安定的かつ継続的に事業を行うことができるような方策を検討すべきである。
- 3 現在、次世代育成支援のための新たな制度体系の検討が進められているところであるが、家庭的保育のあり方、位置付けについても、その中で検討されるべきであり、実施基準及びガイドラインについても、これを踏まえ、必要に応じ、今後、さらに検討を加えるべきである。

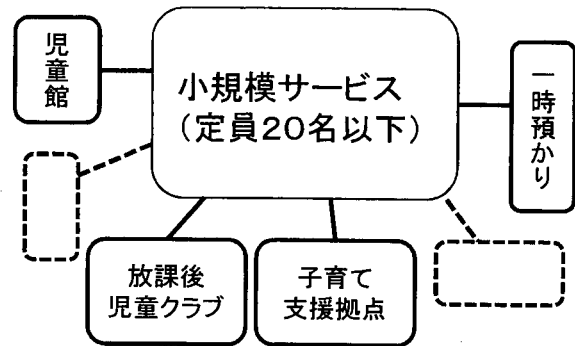
## 小規模サービスのイメージ①

【イメージ①】



へき地などの人口減少地域などにおける小規模定員の保育所

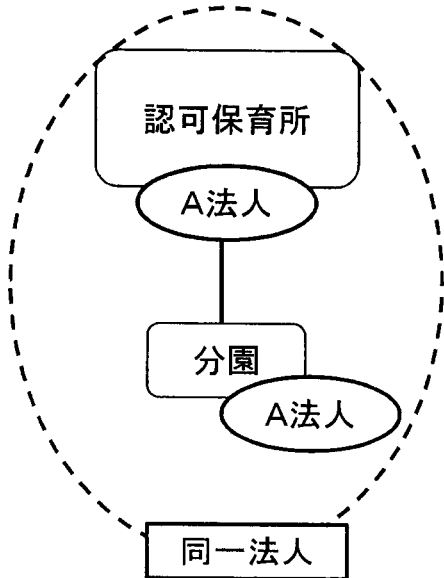
【イメージ②】



人口減少地域などにおける多機能型の保育所

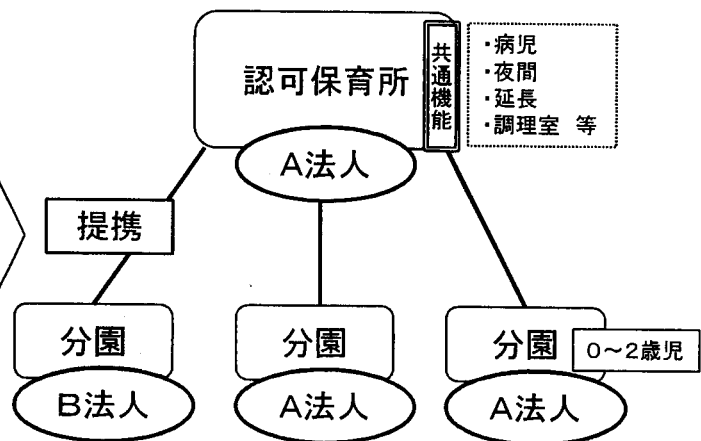
## 小規模サービス(保育所の分園)のイメージ②

【現行】



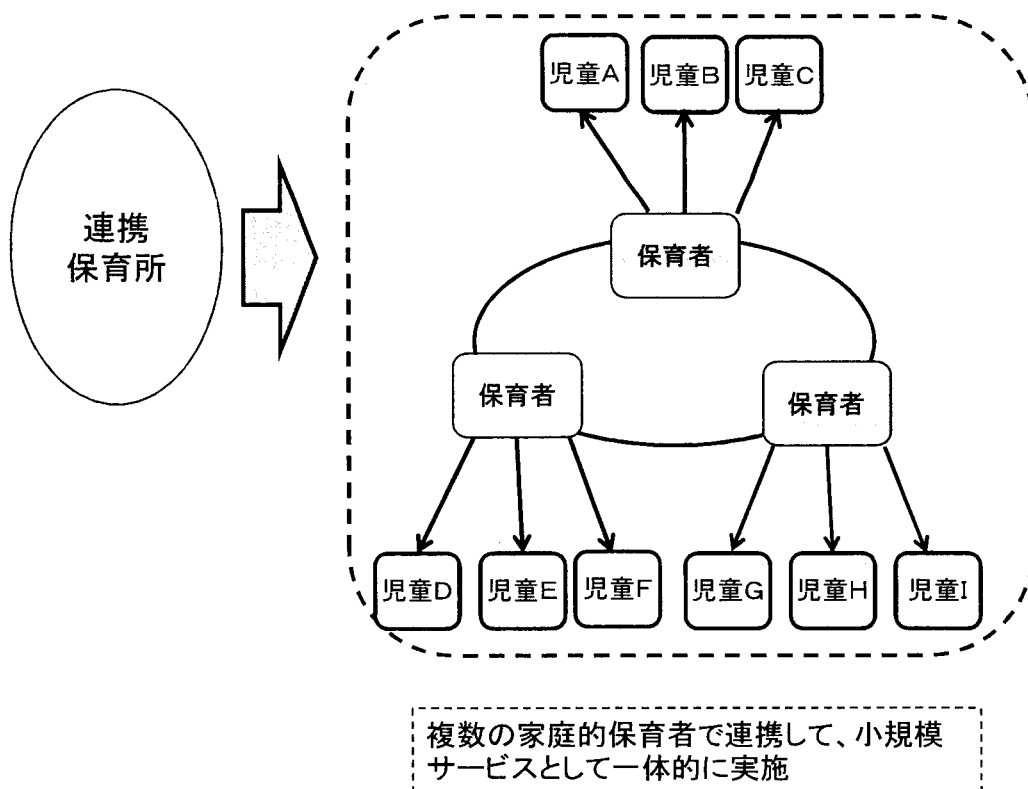
現行は保育所経営法人と同一法人である場合のみ、分園を設置することが認められている。

【新制度イメージ】



中心となる保育所が共通機能を持ち、分園を複数持つ場合や、別の法人が分園を設置することを認めた場合のイメージ

### 小規模サービス(家庭的保育)のイメージ③



8

### 一時預かりについて

- 地域のつながりの希薄化等により、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている状況を背景に、育児疲れからのリフレッシュ、他の子ども・大人とふれあえる機会に対するニーズが増加している。これらの受け皿となる一時預かりの重要性が増大している。
- 一時預かりについて、保育所の充実、延長保育の充実等に次いで、充実させてほしいと望んでいる子育て世代は多い。
- また、一時預かりは、短時間勤務労働者の保育ニーズの受け皿となっており、規則的・定期的にご利用している実態がある。

#### 現状

- 国の補助事業である一時預かり事業は、保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な預かりサービスを提供するもの。
  - ・実施箇所数 7,651カ所(平成20年度交付決定ベース)※実施箇所は保育所のみ。
  - ・年間延べ利用人員 約378万人(1カ所あたり平均1.5人/日(約半数以上は1日1人未満))
- ※ 平成20年度までは保育所で実施する場合のみ国庫補助の対象となっていたが、平成21年度からは、NPO等が実施する一時預かりについても一部については、国庫補助の対象とされた。
- 事業実施の義務づけはなく、市町村の判断により、実施(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務あり。)
- 一時預かり事業は平成21年度から保育所に加え、NPO、社協等において実施。そのほか独自の取組として、各自治体やNPO等により、一時預かりが実施されている。
- 一時預かりは、待機児童問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合がある。

## 視点・課題

- 一時預かりサービスについては、子育ての不安感、負担感を払拭するためにも、就労家庭への保育ニーズ対応との均衡の確保や子育て家庭と就労家庭の連続性の確保の観点からも、すべての子どもに対する保障として位置づけ。
- 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。
- 短時間勤務の受け皿としての機能を果たしていることも踏まえたサービス類型の位置づけ方
- 一時預かりサービスについて、市町村の実施責任、利用方式、給付方式について、どのように考えるか。
- 訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会	資料1-2
平成21年10月5日	

# 多様な保育関連給付メニューについて(2)

## (参考資料)



## 保育所における一時保育の経験からの提言

バオバブ保育園ちいさな家 遠山洋一  
(平成20年10月29日)

### 陳述要旨

- 1 現在保育所で行われている「一時保育」は、「中間的な保育ニーズ」に応えるものとして大きな可能性を持っている。しかし、その可能性の大きさが行政や保育関係者に理解されているとは言い難い。
- 2 統計上の一時保育実施箇所数の約半数は「数名を通常保育クラスに一時的に受け入れる」方式のものと考えられるが、私が大きな可能性を持つと考えるのは「専用の保育室と専任の保育スタッフを備え、一日10名程度を保育する」方式の「一時保育」である。以下、そのタイプを想定して述べる。
- 3 「一時保育」の中心となっているのは「非定型保育」（隔週に1日～毎週3日といったペースで継続して保育するもの）で、そこに「緊急一時保育」（親の病気等で短期間の保育が必要なもの）が加わっている。
- 4 「非定型保育」が中心であることにより、それなりのまとまりと落ち着きを持った保育の場ができていて、子どもも楽しみにして来るようになる。そういう中には「緊急一時的」に来る子も溶け込みやすい。保護者どうしのつながりも生まれ、親としての学びもある。
- 5 「非定型保育」を利用する理由は、就労からリフレッシュまで幅が広い。リフレッシュも幅が広く、1、2歳児と赤ちゃんを育てている人にとっての必要性などよく分かる。近年は育児疲れの親が市の健康センターなどから利用を勧められて来るケースも少なくない。1、2歳児が友だちと触れ合うことのできる保育の場としての意味もあり、親の期待も一部はそこにもあるように思われる。
- 6 このような「一時保育」は、1、2歳児を中心に1日10～15人を想定した30㎡程度の部屋と3人でいどの保育スタッフを用意することで、30～50人のニーズに応えることができ、施設の効率性は高い。また、保育所の中で実施することで調理、看護、相談、事務など保育所が持つ機能や施設設備を活用している。独立施設でやればもっとコストがかかる。
- 7 利用方式は、一定の制度の下での利用者と保育所の直接契約である。「一時保育」の場合は、その方が即応力があり実際である。ただし、受け入れ容量を超える利用希望に応えきれずお断りする苦労は絶えない。
- 8 就労による利用者の中には、いわゆる待機児童もいる。しかし、週に3日利用し2日は祖母にみてもらうような人から、自宅就労なので成り立っている人、忙しい時期だけ

自営の夫の仕事を手伝う人など様々である。「就労支援のための保育」ということも、あまり一律に考えない方がよい。

- 9 パートタイム利用者も含めた形に保育所制度を再編成してはどうかという考え方もあるだろうが、私はごちゃ混ぜにしない方がよいと思う。「定型保育」を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、このような形の「一時保育」が安定して実施できるのだと思う。保育の面では、両者はほどよい触れ合いを持っている。
- 10 当保育所の場合、ホールを利用して、週に4日、10時半～15時半、随時親子で利用できる「親子サロン」（0～2歳児対象）も開設しており、賑わっている。「親子サロン」、「一時保育」、「定型保育」の3点セットがうまく機能している。
- 11 「一時保育」がこのような場として機能している半面、短時間利用など気軽な預け場所としてはあまり機能していないのは事実で、そのような不満もあると思う。そのようなニーズに対しては別の種類の「一時預かり」の場を用意する必要がある。「ひろば」に付設するなど日頃から馴染んでいる場所であるのが望ましい。
- 12 3点セットで仕事をしていると、在宅子育て家庭が抱えている悩みや問題の大きさがよく分かる。親だけでなく、子ども（0～2歳児）も、子どもどうしの触れ合いがあり、ゆったり遊べる楽しい保育の場が必要である。
- 13 少子化対策という視点からすると、もっと「ひろば」や「一時保育」のような在宅子育て家庭支援に力を入れる必要があると思う。（待機児童対策との関係で、現状は少しバランスを欠いている印象をもつ。）
- 14 今の経済状況から、子どもを預けて働きに出たい母親は増えている。しかし、小さいうちは自分の手で育てたいと思っている母親は多く、しかし家に閉じこもりたくはなく、割り切れていない母親が多い。そういう母親が「一時保育」を経験して、保育の場が子どもにとってもむしろプラスであることを知り、仕事と子育ての両立の道に踏み出して行くことも少なくない。一時保育を手がけて、これまでのように all or nothing ではない生き方を保障できる「中間的な保育ニーズ」に応える場の重要性を肌で感じている。

### 参考資料

#### ○ 一時保育制度をめぐる経緯

- ・平成2年 国の補助事業として創設。
- ・補助金は、定額制からスタートしたが、出来高払い制に移るなど変遷している。
- ・東京都では、平成8年にバオバブ保育園を含む4園で開始したのが最初。
- ・平成15年、国では「特定保育」（週3日程度まで保育に欠けると市町村が認定した児童を対象に必要な日時保育する事業）の制度が出来た。一時保育利用者の中にはこれ

に該当する子もいるが、二つの制度を区別して実施することは煩雑なので「一時保育」の中で受け入れている所が多いと思われる。

- ・平成19年度全国統計は「一時保育」7,213カ所、「特定保育」927カ所
- ・児童福祉法が改正され「一時預かり事業」が法定化されると、「一時保育」も「一時預かり事業」の中に包括されるものと思われる。（「一時預かり」という名称には疑問。）

#### ○ バオバブ保育園ちいさな家における一時保育の現状

- ・登録児数（10月1日現在） 50名
  - 週1日以上定期的に利用 39名
  - 不定期に利用 11名（週に2～3回利用する人も含まれる）
- ・登録児の年齢構成
  - 0歳児5名、1歳児28名、2歳児17名、3歳以上児0
  - （註）3歳以上児や月齢の大きい2歳児は、近くのバオバブ保育園に紹介している。
- ・利用の理由（申し込み時点での）
  - ・就労 21名
  - ・通院（出産を含む） 18名
  - ・生涯学習 2名
  - ・兄弟の行事等 2名
  - ・就職活動 1名
  - ・リフレッシュ 6名
  - 計 50名
- ・利用頻度（定期的利用者）
  - ・週1回 23名
  - ・週2回 5名
  - ・週3回 10名
  - ・週4回 1名
  - 計 39名
- ・平成20年3月に登録されていた一時保育児童の4月以降の状況
  - ・幼稚園に入園 16名
  - ・保育所に入所 4名
  - ・認証保育所に入所 1名
  - ・その他の理由で継続せず 2名
  - ・一時保育継続 21名
  - 計 48名

#### ○ 多摩市における一時保育利用実績（年間のべ利用児童数）

		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
バオバブ保育園	一日	1,667	2,032	2,494	2,593	2,297
	半日	263	420	148	155	295
バオバブ保育園 ちいさな家	一日	1,610	2,220	1,833	2,183	1,999
	半日	286	164	165	171	84
A園	一日	1,241	1,252	1,922	1,511	1,626
	半日	300	348	95	45	37
B園	一日	818	1,138	1,633	1,294	1,424
	半日	392	263	85	213	114
C園	一日	1,211	2,558	2,944	2,517	2,469
	半日	830	1,043	85	88	74
D園	一日				2,122	1,999
	半日				58	84
合計	一日	6,547	9,200	10,826	12,220	13,629
	半日	2,071	2,338	578	730	752

（註）多摩市には公立2、私立16の認可保育所があるが、うち6カ所で専用保育室をもった一時保育を実施しており実施率は高いと思われる。

#### ○ 「親子サロンびーだま」の状況（平成19年4～12月の実績）

- ・新規登録者数 270名
- ・のべ利用人数（子ども） 3,035名
- ・のべ利用人数（おとな） 2,891名
- ・開設日数 143日
- ・一日平均利用人数（子ども） 21名

（註）「親子サロンびーだま」は無料。スタッフ2名を配置し、その人件費は年間171万円。補助金は受けず保育所会計の中での独自事業として実施している。補助金を受けていないので、市の統計にも国の統計にも載らない。

# 福井県・すみずみ子育てサポート事業の概要

## 事業の趣旨

- すべての子育て家庭が、身近な地域において気軽に(家庭的雰囲気の中で)子どもの預かりなど子育てへの支援を求めることができる環境づくり
- パートタイム労働や保護者の通院、学校行事参加の場合など、既存の子育て支援サービスでは補うことのできない保育ニーズへの柔軟な対応

## 事業内容

### 1 対象事由

保護者の通院、冠婚葬祭、子どもの学校行事、残業など、一時的に子育てのサポートが必要となる場合

### 2 事業主体

市町(NPO法人、シルバー人材センター、社会福祉協議会等に委託可)

### 3 サポート内容

①一時預かり(施設型、派遣型) ②保育所などへの送迎 ③家事援助(食事づくり、掃除、買い物など)

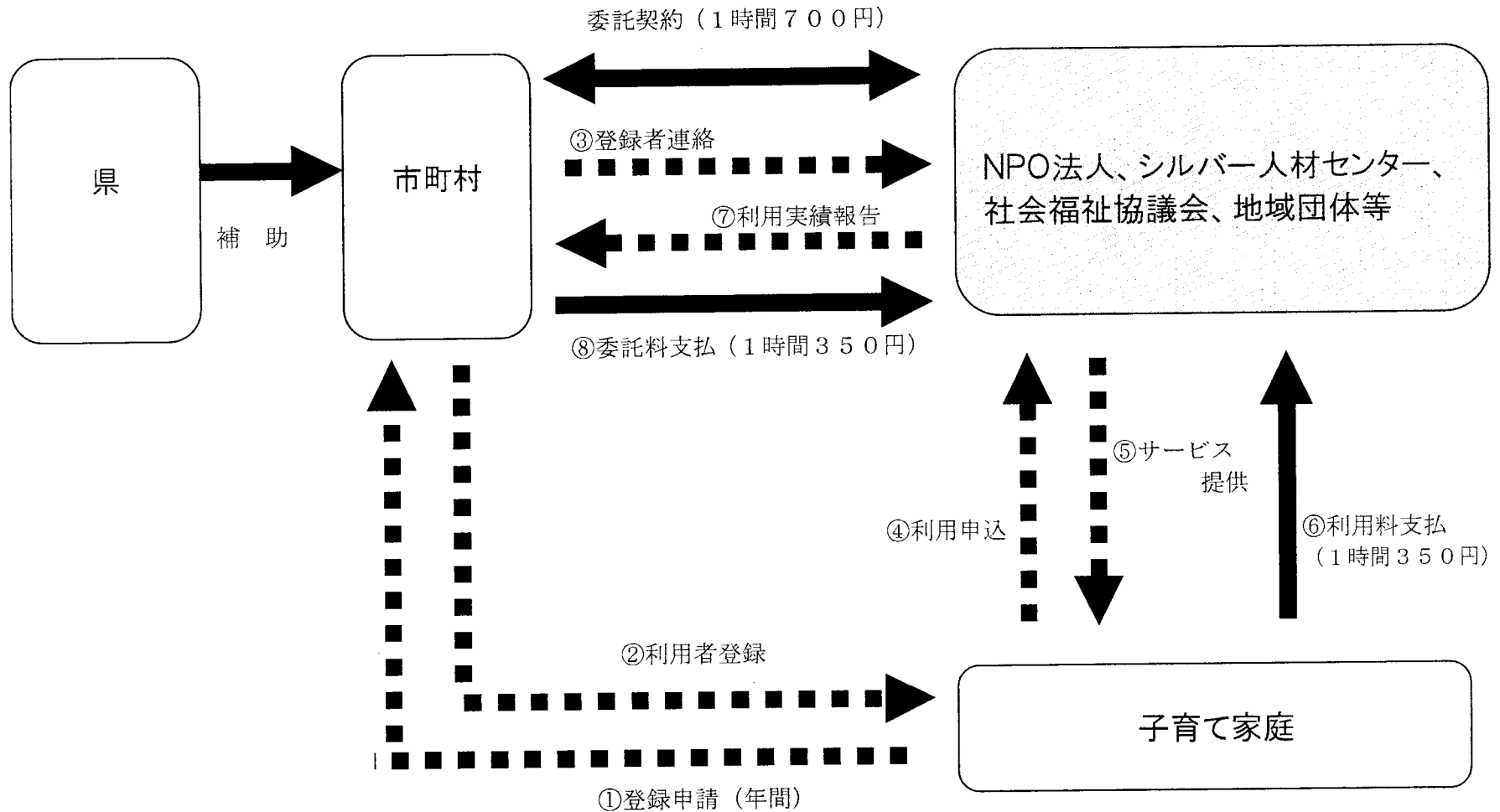
### 4 利用対象者

小学校就学前および小学校低学年(1～3年生)の子どもがいる子育て家庭

### 5 補助基準額

- ・利用料金700円/時間(標準利用料)のうち、半額350円/時間 (負担割合:県1/2、市町1/2)  
※ただし、第3子以降3歳未満児の利用は700円/時間を補助(「ふくい3人っ子応援プロジェクト」)
- ・保険料400円/人(年額) (負担割合:県10/10)

# すみずみ子育てサポート事業の仕組み



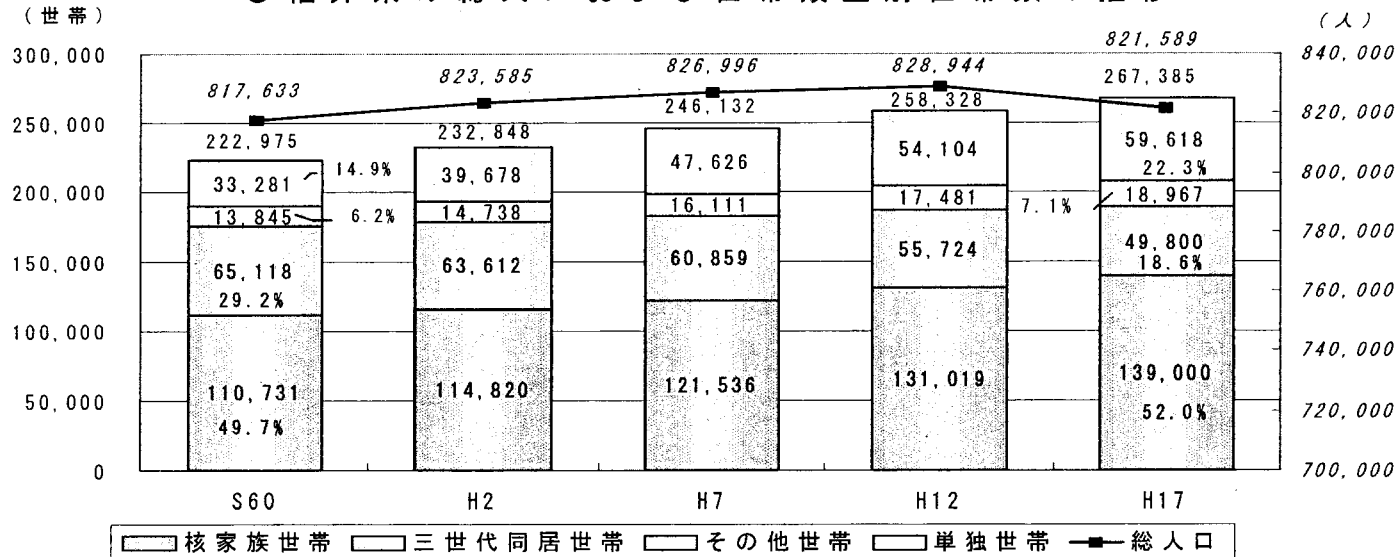
# すみずみ子育てサポート事業の背景

－子育てを取り巻く環境の変化－

- 福井県の3世代同居世帯割合は全国で2番目に高いものの減少傾向にあり、家庭の子育て機能が低下  
⇒ 地域における子育て支援機能の拡充
- 保育所でのサービスでは十分応えることのできない、保育ニーズの高まり  
⇒ きめ細かな保育サービスの拡充

- ・ 普段は在宅で子育てしているが週1・2回の仕事や、土・日の仕事るとき
- ・ 1時間程度の歯医者への通院や、入学式など上の子どもの学校行事があるとき
- ・ 夏休みなど小学校低学年の子ども1人では留守番ができないとき

○ 福井県の総人口および世帯類型別世帯数の推移



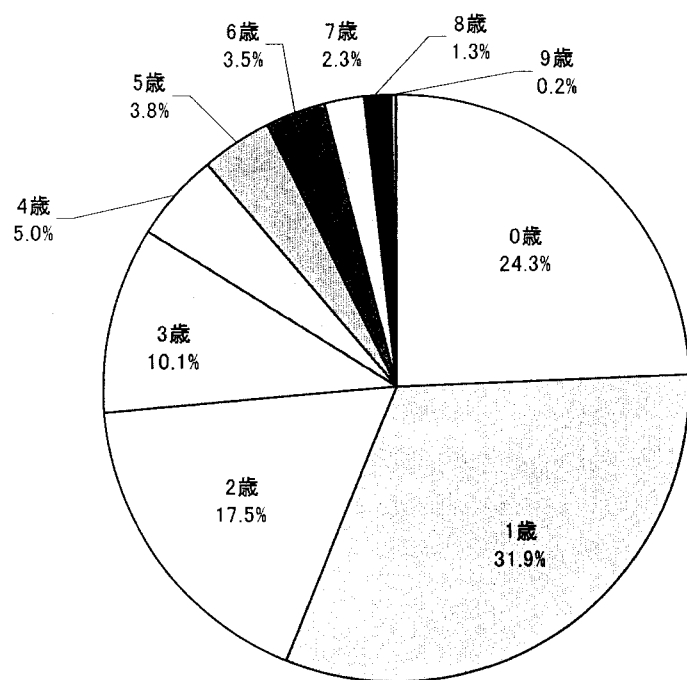
※三世帯同居世帯は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」「夫婦、子どもと他の親族から成る世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

# すみずみ子育てサポート事業の利用状況

【実施団体内訳】 NPO法人9、シルバー人材センター7、相互扶助団体4、生活協同組合5、社会福祉協議会2、他

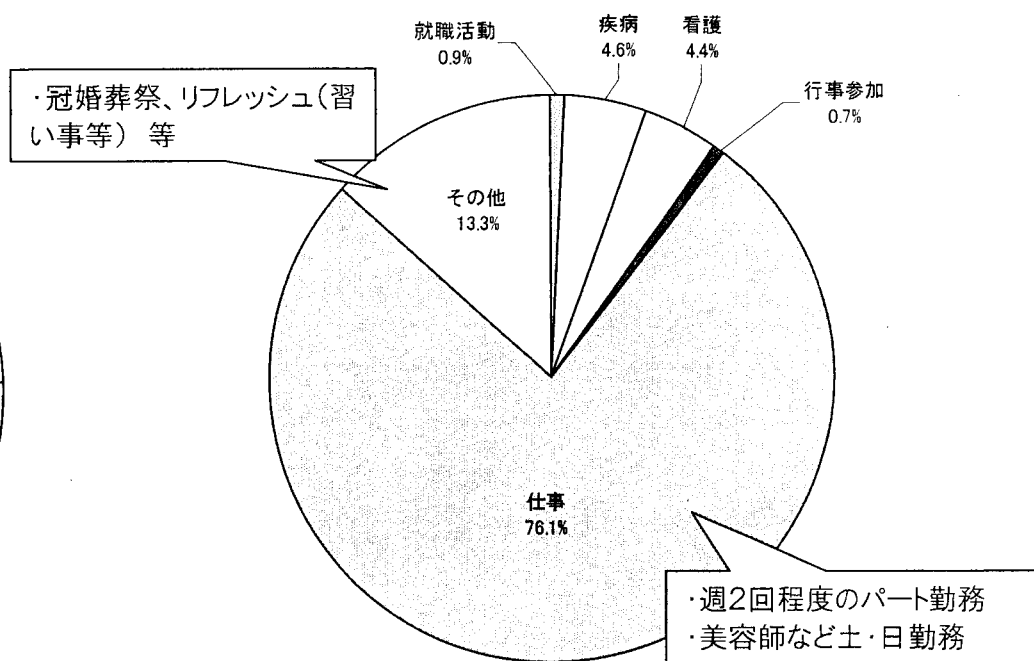
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所	延べ22か所(9市1町)	延べ29か所(9市3町)	延べ33か所(9市3町)
利用者数	延べ23,007人	延べ28,627人	延べ44,540人
18年度比	—	1.24倍	1.94倍
利用時間	延べ82,870時間	延べ107,878時間	延べ182,470時間
18年度比	—	1.30倍	2.20倍

○利用児童の年齢別構成



※福井市、敦賀市、小浜市の利用児童の内訳 (平成20年度)

○サービス利用の理由



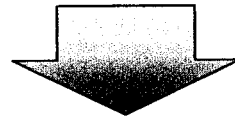
※小浜市「わくわくらぶ」延べ利用者435人の内訳 (平成21年8月)

## すみずみ子育てサポート事業拡充の要因

育児疲れ解消や仕事のためなど、一時的に子育てへの手助けが必要となる場合、  
気軽に利用できる一時預かりニーズに対応

利用料補助(標準利用料:1時間350円)により、サービス利用に伴う経済的負担を軽減し、  
利用機会を拡大

NPO法人やシルバー人材センターなど地域における多様な担い手の参画により、  
身近な生活圏でのサービス基盤を整備



- 保育所でのサービスとは別の仕組みとして、すべての子育て家庭を対象に、そのニーズに対応
- 地域の子育て支援機能の活用を図り、身近なところで利用しやすい、低額のサービスを提供

一時預かり事業の運営事例

項目		事例 1	事例 2
実施場所		複合(空き)ビルの一室を活用(地方都市)	民間の施設(地方都市)・子育てひろばと一体的に実施
運営形態	運営団体	(社)福井市シルバー人材センター	NPO法人子育てサポートセンターさくらくらぶ
	委託等	福井市からすみずみ子育てサポート事業の委託請負	敦賀市、美浜町からすみずみ子育てサポート事業委託請負
	開所日数・時間	週6日・1日あたり9時間	週5日・1日あたり9時間
スタッフの状況	常勤(うち有資格者数)	事務職員1名	2名(うち2名)
	非常勤(〃)	シルバー会員10名(うち2名) *会員は子育てサポートセンター養成講習を受講	9名(うち7名)
	無償ボランティア等(〃)	0名	0名
	1日に平均的に配置されているスタッフ数	約5名(利用児童数によって異なる)	約4名(利用児童数によって異なる)
利用日時	火～日、9:30～18:30	月～金、8:30～17:30	
利用料金	1時間700円(登録料なし) *すみずみ子育てサポート事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食は持参	1時間700円(登録料なし) *すみずみ子育てサポート事業登録者は1日8時間分まで1時間350円(第3子以降3歳未満児は無料) 昼食希望の場合は別途250円	
利用対象児童	生後6ヶ月～9歳児(小学校3年生)まで	0歳児～9歳児(小学校3年生)まで	
1日の平均利用数	約14名 (H20年度すみずみ年間延べ利用人数4,141人)	約23名 (H20年度すみずみ年間延べ利用人数5,595人)	
運営費(20年度)	約1,533万円	約1,500万円	
内訳	人件費 (1人あたり平均月額)	68% (約1,040万円) (有資格者1,000円/時間、無資格者800円/時間)	75% (約1,122万円) (1人当たり月平均85,000円程度)
	賃賃料	26% (約400万円)	10% (約156万円)
	光熱水費	1% (約13万円)	1% (約18万円)
	事務費等 (消耗品費、通信運搬費、会議費等)	5% (約80万円)	14% (約204万円)
収入(20年度)	約1,654万円	約1,500万円	
内訳	市町からの委託費等	73% (約1,214万円) (すみずみ、賃賃料)	60% (約900万円) (すみずみ)
	利用料	27% (約440万円)	40% (約600万円)
	寄付金	なし	なし
	他事業収入からの充当	なし	なし
収支差額	約121万円(シルバー人材センター事務費へ)	0円	
運営にあたっての課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用児童数に応じてスタッフを配置しているため、シフトを組んでいるが、当日の預かり状況によってスタッフを呼び出しており、スタッフには自宅待機しておいてもらう必要がある。</li> <li>●一時預かりは保育に慣れていない子どもたちなので、対応は大変である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月預かる子ども達の数が時間により違うので、スタッフの配置を担当するスタッフが必要となる。</li> <li>●今は、理解のある人たちで構成しているので良いが正職が増えれば運営が大変になる。</li> <li>●スタッフ研修が必要であるが、なかなかその時間が取れない。</li> </ul>



# 子育てひろば「あい・ぽーと」資料

特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション

資料1. 施設内一時保育利用案内

資料2. 施設内一時保育利用理由

資料3. 施設内一時保育利用時間の推移

資料4. 施設内一時保育利用者数の推移

資料5. 施設内一時保育を利用された感想

資料6. 施設外一時保育利用概要

資料7. 施設外一時保育 両会員数の推移及び活動実績

(紹介・成立件数累計)

資料8. 子育て・家族支援者養成について

## 一時保育「あおば」利用案内

理由に拘わらず、お預かりいたします。  
お子さんと少しの時間離れてのリフレッシュを応援しています。

※ご利用頂くには「あい・ぽーと会員」の事前登録が必要です。

### ◆一時保育利用時間

月～日曜および祝日 7:30～21:00

\* ご利用は1時間以上30分単位になります。

### ◆対象

生後2ヶ月以上～小学校就学前のお子さん

### ◆保育料金

月～土	9:00～18:00	一時間	800円
月～土	7:30～9:00	一時間	1,200円
月～土	18:00～21:00	一時間	1,200円
日曜・祝日	7:30～21:00	一時間	1,200円

\* 料金は、ご利用の際に**前払い**でお預かりいたします。

### ◆利用予約について **※完全予約制**

予約受付時間：月～土 9:00～17:00（日・祝日除く）  
電話：03-5786-3253（予約専用ダイヤル）※FAXは不可

- \* 会員登録後、電話が受付窓口にて予約をしてください。
- \* 予約は、**利用希望日の1ヶ月前**から可能です。
- \* **翌日の予約及び予約時間の延長は前日12:00まで**お受けします。
- \* 恐れ入りますが、**日曜は8日前、祝日は1週間前**に締め切らせていただきます。

### ※キャンセル及び保育時間帯変更・短縮に関して（2009年3月1日のご予約から改定）

- ・利用当日から3日前の17時以降のキャンセル→保育料金の1割
  - ・利用当日から2日前の17時以降のキャンセル→保育料の5割
  - ・利用当日のキャンセル→保育料金の全額
- 例)・月曜日のキャンセル → 前週の木曜日17:00以降はキャンセル料が発生
- ・18:00～21:00（3時間）の予約を15:00～18:00（3時間）へ**時間変更**  
→3日前の17:00以降のご連絡の場合、3時間分のキャンセル料が発生
  - ・18:00～21:00（3時間）の予約を18:00～20:00（2時間）へ**時間短縮**  
→3日前の17:00以降のご連絡の場合、1時間分のキャンセル料が発生
- \* 予約時間より早く迎えにいらした場合も、原則として返金致しません。
- \* 予約キャンセルが大変多く、利用希望の方が利用出来ない状況が発生しています。キャンセルされる場合は、できるだけ早くご連絡ください。

### ◆利用当日の流れ

#### <いらしたとき>

- ① 会員カードを受付にご提出ください。
- ② 利用申込書にお子さんの本日の体温や様子などを記入してください。
- ③ 名札（シール）をお付けください。
- ④ 本日ご利用時間分の保育料をお支払いください。
- ⑤ ご記入された利用申込書をお持ちになり、保育室へいらしてください。  
（外遊びが可能な場合は、靴も保育室にお持ちください）
- ⑥ 持ち物を、お子さんの名前の付いた専用カゴに移し替えてください。
- ⑦ 保育士へ利用申込書を渡し、お子さんの様子を伝えてください。

#### ◆利用申込書（HPからダウンロード可）について

利用申込書は、保護者とスタッフの大切な架け橋です。  
お子さんの日常生活を尊重し、食事時間や睡眠時間などの生活リズムを大切にしたいと思っておりますので、ご記入をお願いします。  
**時間に余裕をもっていらしてください。**

#### <お迎えのとき>

- ① 受付にお寄りになり、会員カードをお受け取りください。

※その際、予約時間の確認をさせていただきます。  
受付の時計で、6分以上経過している場合は、延長料金をいただきますのでご了承ください。（30分単位）

- ② 保育室へいらしてください。
- ③ 保育士より、お子さんの様子をお伝えし、利用申込書をお返しいたします。
- ④ 持ち物や靴をご確認のうえ、お持ち帰りください。
- ⑤ 名札のシールはお取りください。

#### ◆持ち物

ビニール袋（2～3枚：衣服用、ゴミ類用）  
食食用ぬれたおしぼり（ウェットティッシュ可）  
食食用エプロン・ハンドタオル・着替え・オムツ・おしりふき  
飲み物・弁当・おやつ・ミルク・哺乳瓶

\* お子さんに合った必要なものをご持参ください。  
\* **持ち物には、すべてのものに記名をお願いします。**

#### ◆食事について

各自でご用意ください。短時間の預かりの場合でも、**飲み物（お茶など）、お着替え（オムツ）**は必ずお持ちください。

◆お願いしたいこと

- ① ご予約された時間は、お守りください。やむを得ない事情でお預けが遅くなったり、保育時間を延長する場合は、ご予約の時間内に、必ずご連絡ください。この場合は、別途延長料金を頂きます。
- ② 原則として、**病児のお預かりや投薬はできません。**当日のお子さんの体調によっては、お預かりをお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ③ インフルエンザなど法定伝染病に感染し、発熱などの症状がなくなった後も、回復期にある場合は、一時保育ご利用に際して**治療証明（HPからダウンロード可）の提示**が必要となります。予めご了承ください。
- ④ 送り迎えは、必ず保護者が付き添い、スタッフにお子さんを引き継いでください。保護者以外の方がお迎えのときは、必ずその旨を事前にご連絡ください。変更のご連絡のない場合は、お子さんをお渡しできませんのでご了承ください。
- ⑤ 子どもが育つ過程では、子ども同士、色々なトラブルが起こりますが、子どもの成長、発達において大事な意味を持っている場合もあります。何らかのトラブルが起きた場合には、保育担当者から詳しく状況のご説明などをさせていただきますので、ご理解下さい。

※事前登録について

- \* 利用当日までに来館して、「あい・ぽーと会員」の登録手続きをお済ませください。
  - \* 登録受付時間：月～土 9：00～17：00（日・祝日除く）
  - \* 登録時に必要なもの：
    - ・年会費（お一人500円）
    - ・乳児医療証等（保護者とお子さんのお名前とご住所が確認できるもので、公的機関発行のもの、1つ）
- ※0歳児の場合：母子手帳も必要となります。

みなと子育てサポートハウス事業  
子育てひろば「あい・ぽーと」

〒107-0062  
東京都港区南青山2-25-1  
TEL 03-5786-3250（代）  
【事業の問い合わせ】  
港区子ども支援部子ども課 子ども家庭支援センター  
TEL 03-3432-8341



一時保育「あおば」  
利用案内(2009年3月～)

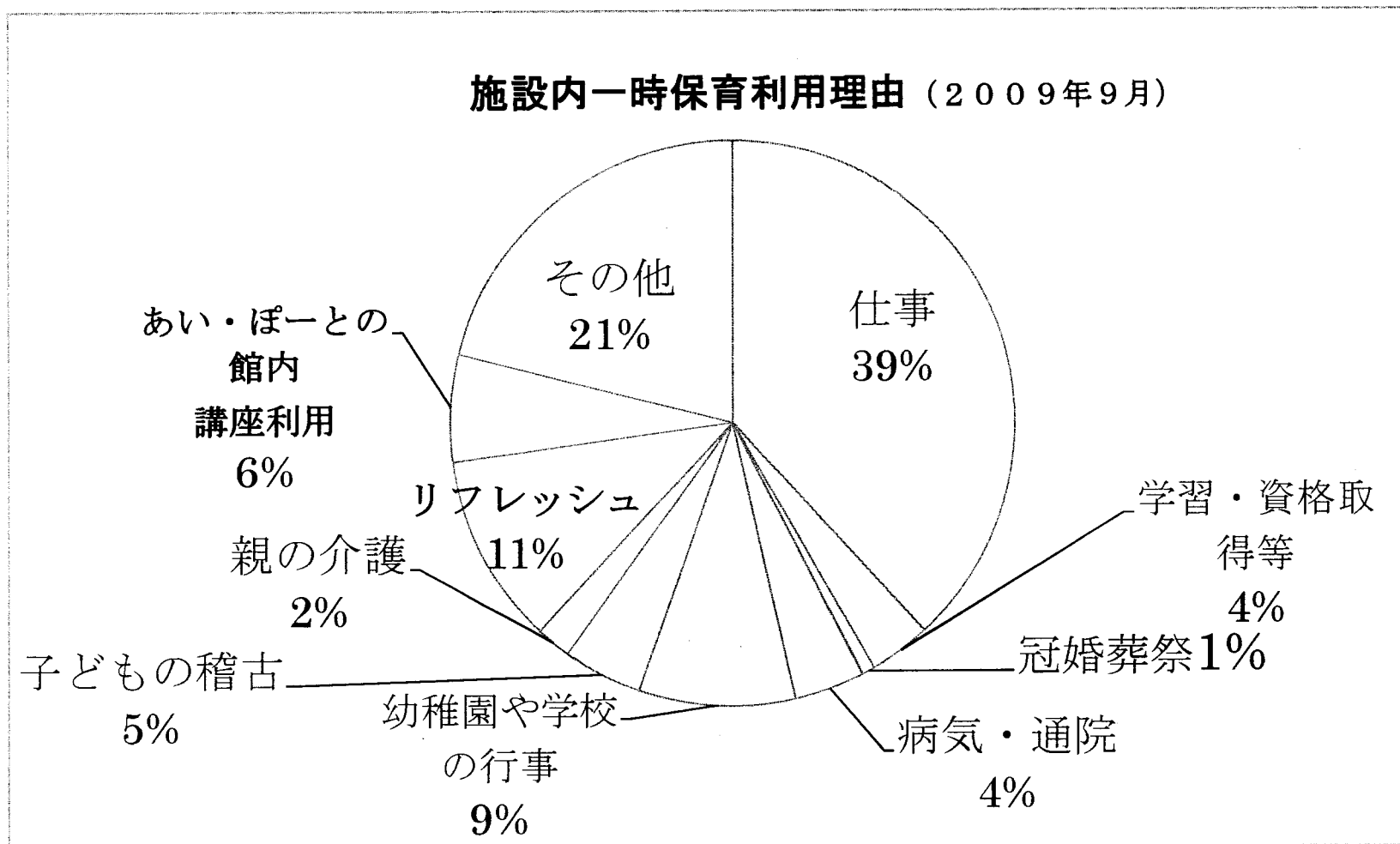
港区用



子育てひろば  
あい・ぽーと

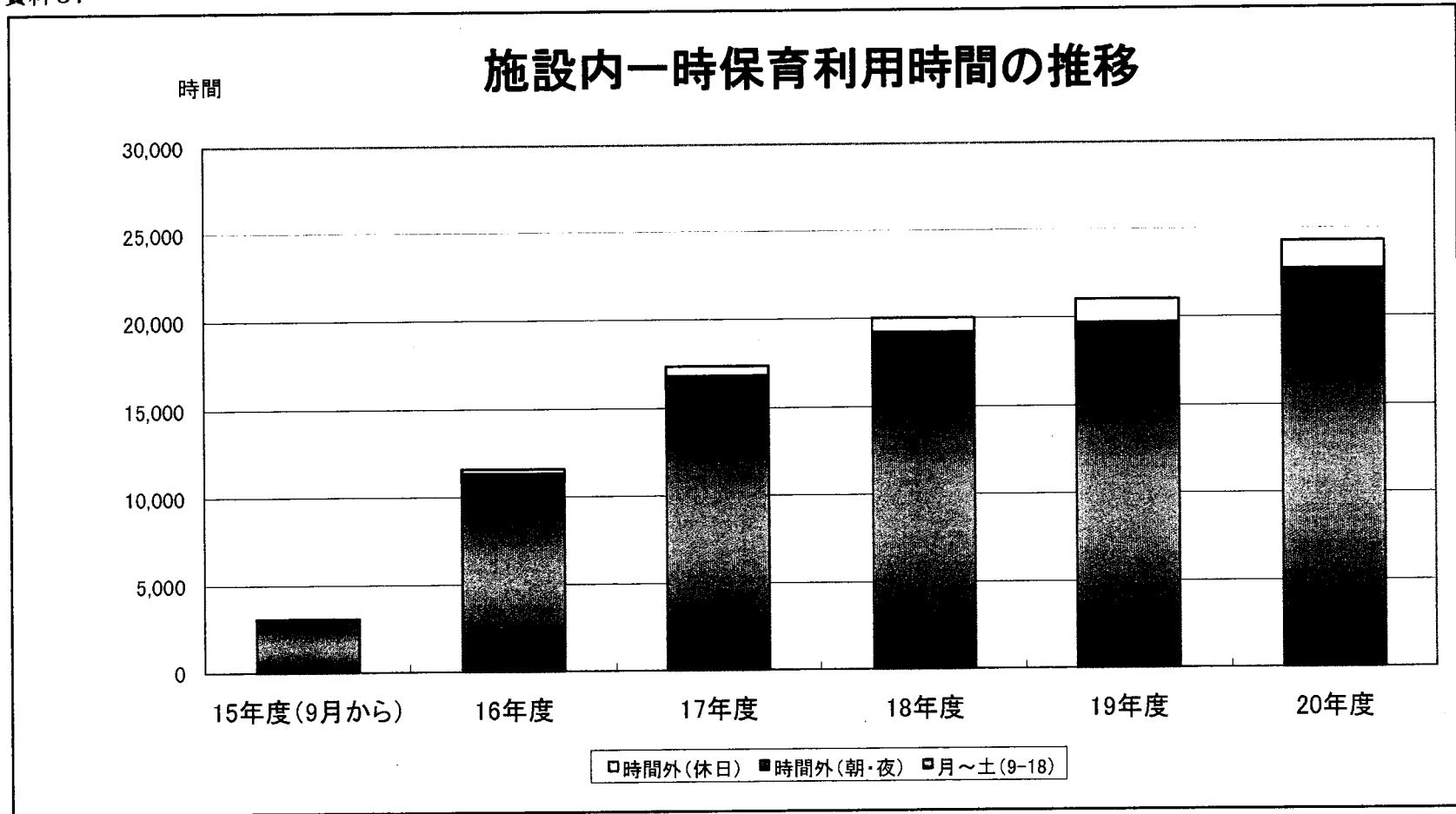
子育てひろば「あい・ぽーと」

資料2.



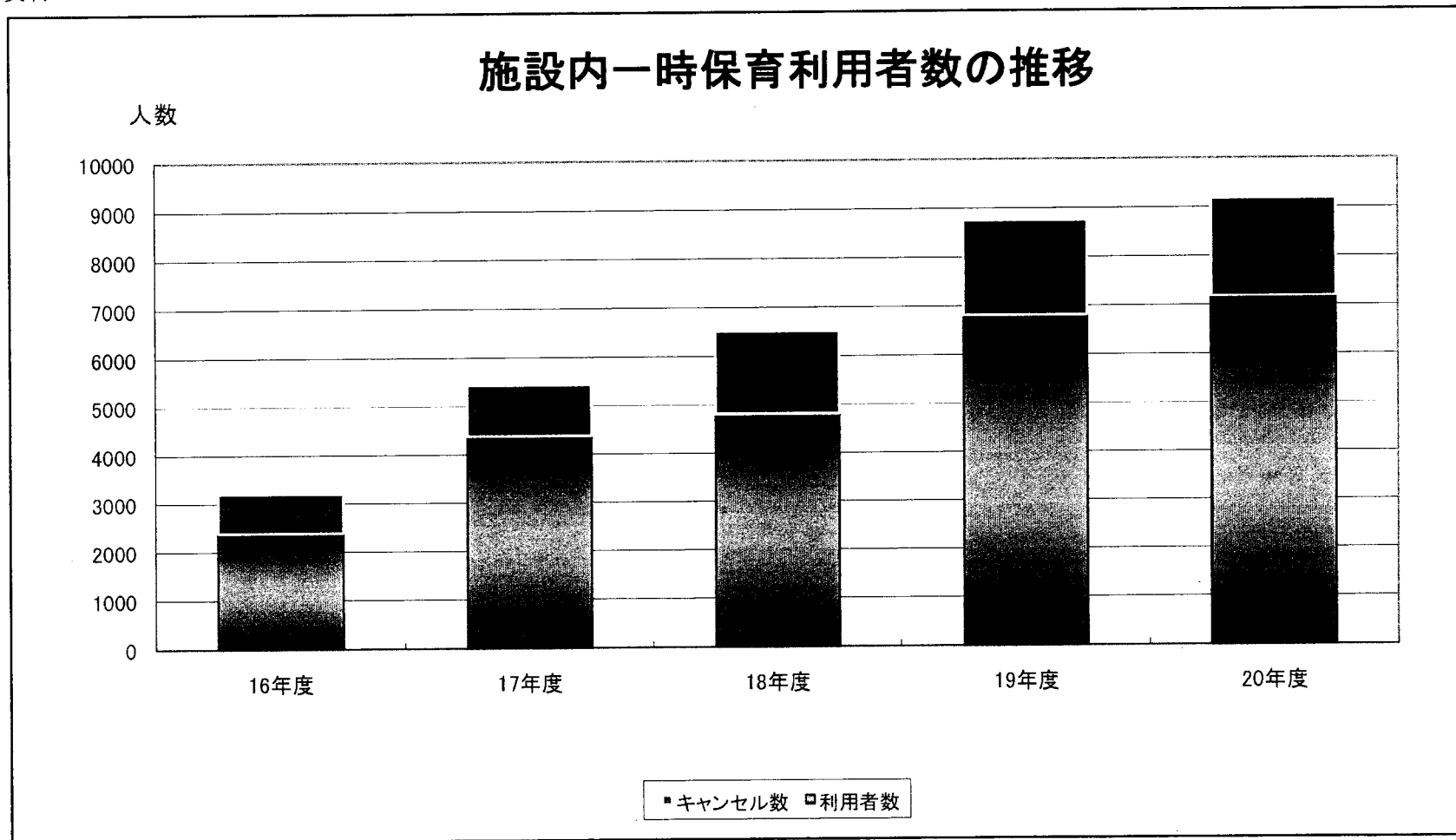
子育てひろば「あい・ぼーと」

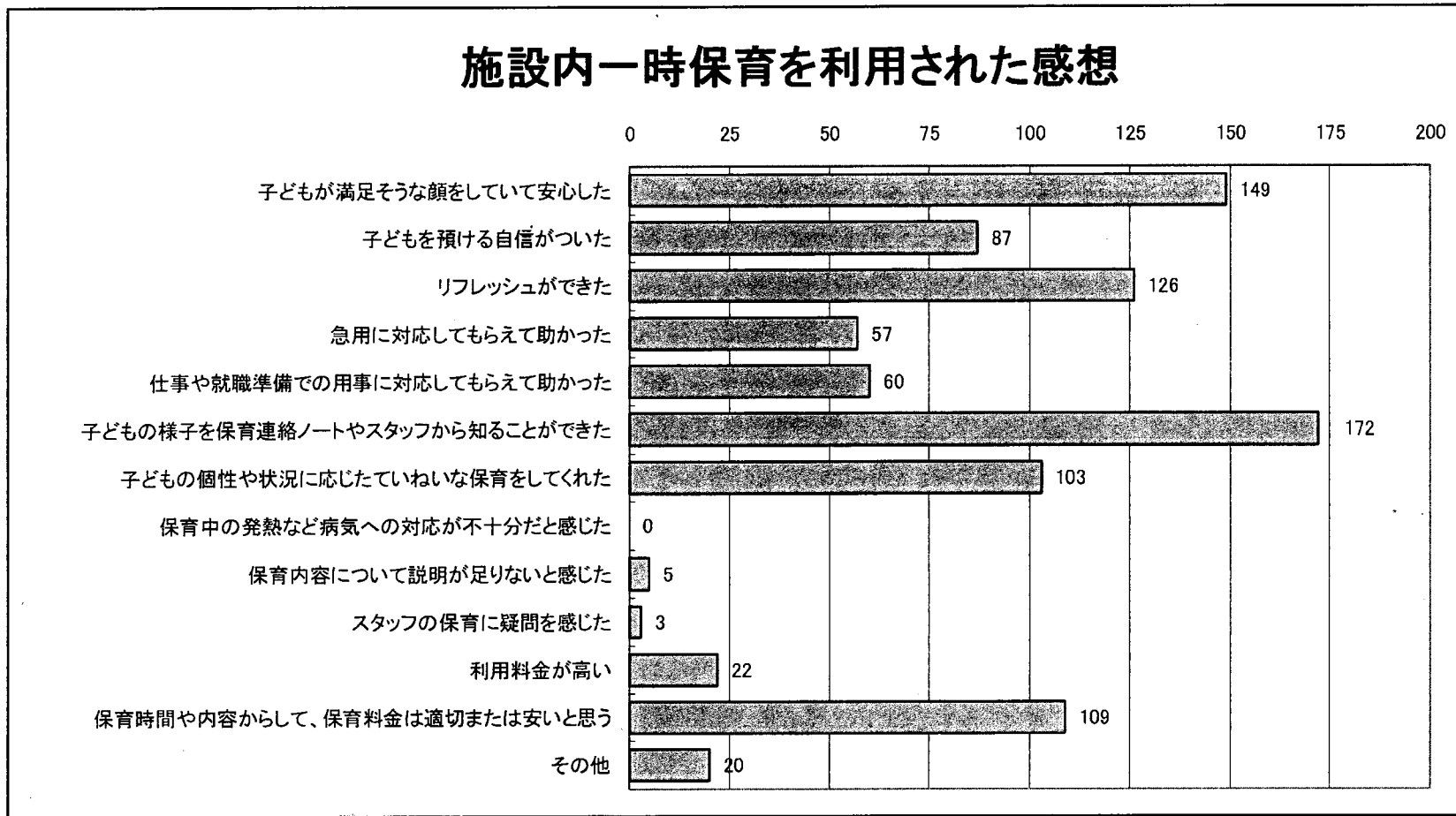
資料3.



子育てひろば「あい・ぽーと」

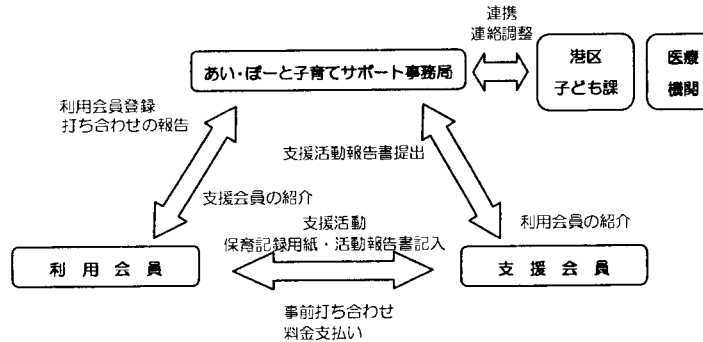
資料4.





## 派遣型一時保育事業利用概要

2006年4月から港区の新規事業として、あい・ぼーとステーションが「派遣型一時保育」を実施することになりました。預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育もお受けする、全国でも先駆的な子育て支援策として、利用される方々のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指しています。



**利用の内容：**子どもの一時保育（宿泊を含む）

- 病後児時保育（宿泊を含む）
- 新生児保育
- 育児支援（保育園、幼稚園の送迎や一時保育など）

**対象年齢：**生後7日以降の乳幼児

～小学校6年生の子ども  
(※21年4月から対象を拡大しました。)

**支援会員：**子育て・家族支援者養成講座認定者

**利用料金：**

時間帯	一時保育	病後児・新生児保育
通常	900円/H	1,000円/H
早朝（7時～9時） 夜間（18時～21時） 日曜・祝日	1,100円/H	1,200円/H
21:00～24:00	1,600円/H	1,700円/H
宿泊 (21時～翌朝7時まで)	5,000円	10,000円

**子育て・家族支援者とは…**  
NPO法人あい・ぼーとステーションが、地域の子育て力の向上をめざして実施する「子育て・家族支援者養成講座」で、6.5時間の講義・2.7時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを「あい・ぼーとステーション」が認定した人材です。

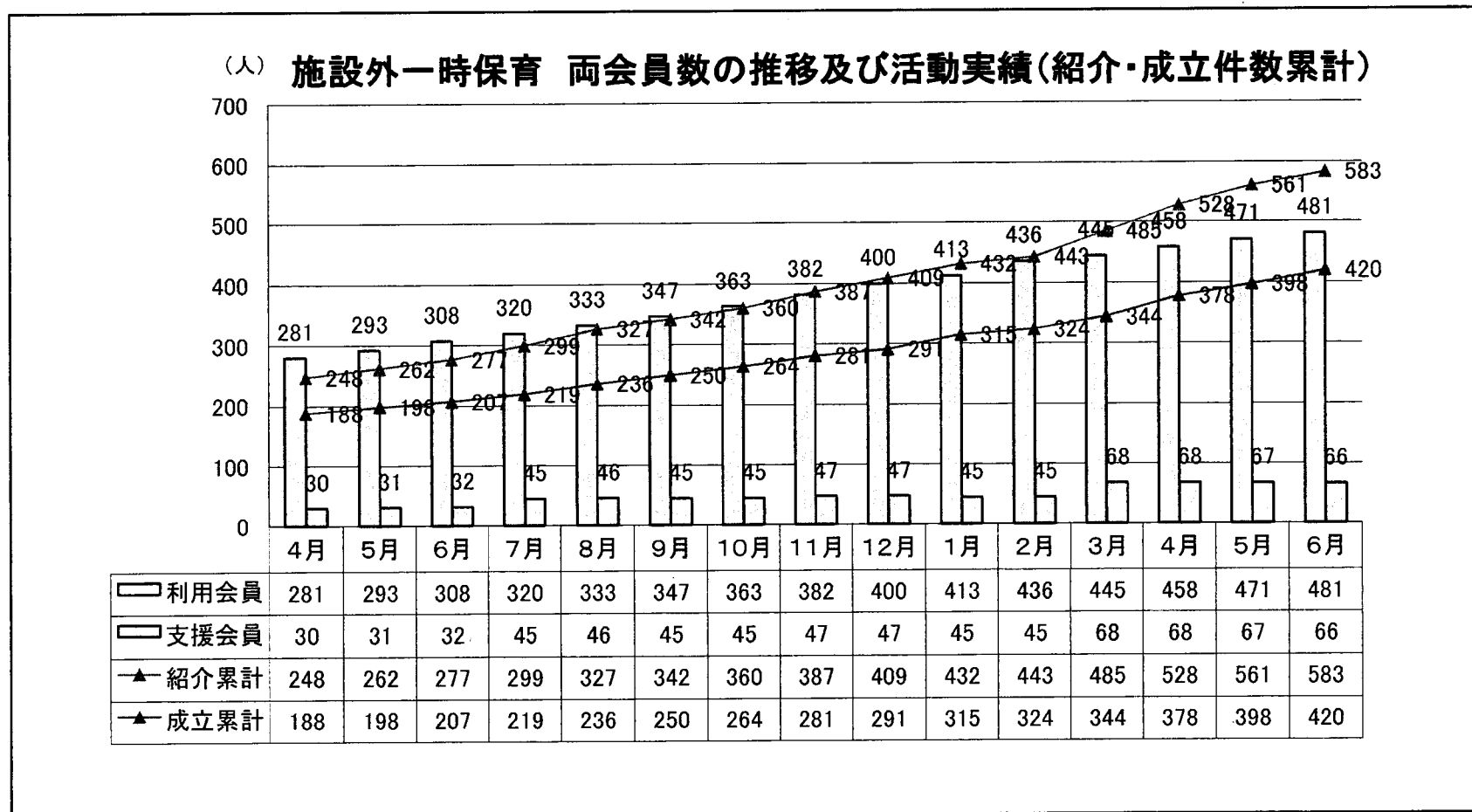
\*24:00以降は、宿泊の有無に関わらず、宿泊料金となります。  
\*24:00以降の保育を予約される場合、21:00以降は宿泊料金となります。





子育てひろば「あい・ぼーと」

資料7.



# 地域の子育て力を高める

## 子育て・家族支援者の養成

恵泉女子園大学大学院教授  
NPO法人あい・ぽーとステーション代表理事

大日向雅美

地域の子育て支援重視の時代を迎えて  
国も施策を大きく方向転換

2007年12月、国は今後の少子化対策の基本となる「子どもと家族を応援する日本重点戦略」をとりまとめ、「働き方の改革」と「家庭における子育てを包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築」を主要な対策として位置づけた。換言すれば、子育てや家庭生活を犠牲にすることなく働き続けられる就労環境を確保し、同時に親が多様な働き方を選択できる柔軟なサポート体制の下、安心して子どもを預けることのできる保育や地域の育児支援の充実を目指したものである。

この重点戦略は、少子化対策・子育て支援に必要な施策の集大成ともいえるべき「子ども・子育て応援プラン」（2004年末）の内容を受け、その中から今後の日本社会に最も重要かつ急務と考えられる施策に文字通り重点的に焦点を絞ったものである。1990年の1・57ショック以来、十数年に亘ってさまざまに試行錯誤を繰り返してきた日本の少子化対策が、ようやく根本的対策のツボを押さえることができたと言えよう。この施策の実現に要する費用は単なるコストではなく未来への投資であると、踏み込んだ見解を示して効果的な財政投入の必要性に配慮しており、重点戦略にかけける政府の

姿勢に期待が持てる内容になっている。重点戦略の中で特に地方自治体との関係で注目したいのは、家庭における子育てを支える保育や地域の育児支援の充実である。地域の子育て支援の重要性がこれほど注目を集めた時代はなかったと言っても過言ではない。子育て支援は支援を受ける側も支える側も「ヒト」であり、重点戦略を推進していくに際しては、当然のことながら、人の養成に注目する必要がある。

日本の子育て支援策が「ハコモノ」から「ヒト」の育成へと転換の方向を大きく転換させた時代を迎えたことは感概深いことであるが、地域で活動する人材の養成は十分な蓄積に乏しく、朝夕には進まない難しい課題を抱えていることが最大の課題点といえよう。本稿では「子育て・家族支援者」養成に4年余り前から取り組んできたNPO法人あい・ぽーとステーションの実践を紹介し、この領域に果たす自治体の課題について考えることとする。

### あい・ぽーとの子育て 家族・支援者養成

『講座の概要と実績』  
「子育て・家族支援者」は、NPO

法人あい・ぽーとステーションが主催する講座を受講し、資格を認定されて、地域の子育て支援に従事する人材を意味する。受講対象は、子育て経験の有無にかかわらず子育て支援に関心を持ち、地域で活動ができる20歳以上の男女である。特に子育てが一段落した女性や退職後の地域活動を目指す男女の社会参加を視野におさめ、老若男女共同参画で地域の子育て力の向上を図ることを目指している。

「子育て・家族支援者」の認定は、現在のところ、3級（子育てひろば等で親子にかかわり、遊びを支援し、一時保育活動を行う）、2級（自宅や希望家庭等で一時保育を行う。新生児、病後児、緊急時のお泊り預かりを含む派遣型一時保育）からなる1級・地域の施設等を利用して、グループで行う一時保育活動のリーダーとなる人材養成は準備中。

講座開始迄に2年余の準備期間を経て、港区で2005年に3級第1期、2006年に2級第1期を開講した。現在3級は第1期、2級は第3期まで実施（3級認定者203名、2級認定者49名）。2006年から浦安市・千代田区でも同様の講座を開始し、いす

れも地域の実情に即した活動を展開している。特に浦安市では、2級講座から、子育てケアマネージャ5名が誕生し、地域の子育て支援機関と親とをつなぐ相談機能を発揮している。

#### 《本講座の特徴》

##### ・高い水準の講座

本講座は講義と実習を合わせて30コマ（1コマ90分）、講座期間は毎週日、3か月間に及ぶ。講師は本法人理事をはじめとして、乳幼児教育保育の第一線の研究者、実践者が務め、質屋共に高い水準を目指している【講師陣：汐見稔幸（白梅学園大学学長・教育学）／森上史朗（子どもと保育総合研究所代表・幼児教育） 遠山洋（バオバブ保育園ちいさな家園長・乳幼児保育）／榎原洋（お茶の水女子大学教授・小児医学）／小西行郎（東京女子医科大学教授・脳科学） 岡健（大妻女子大学准教授・保育学） 新澤誠治（あい・ほーとステーション代表理事・保育カウンセリング） 大日向雅美（発達心理学）ほか】

主な講座内容は「乳幼児保育教育の新たな知識や技術を学び、2親のニースの背後にある個別の事情を理解する力と共に、3親の悩みを聴き、助言す

るカウンセリングマインド、4できる支援とできない支援を見極め、できない支援は他の人や専門機関に託す分別と地域の支援者との連携力の習得等を重視した構成となっている。

##### ・バックアップ体制の充実

本講座の本当のねらいは認定後にあると考えている。活動で得た成果や問題点を共有し、時には実際に活動して不足していた知識や技術に気付くという声も少なくない。こうした要請に応えるため、毎月バックアップ講座を開催し、支援力の維持向上に努めている。さらに、認定者には、できる限り有償の活動機会を提供することも、本講座の大切な役割として取り組んでいる。

#### 地域の人材養成の必要性と課題

##### 《人材養成を必要とする背景》

本企画は、私が1970年代当初から育児不安やストレスに悩む母親の実情について繰り返し調査を行い、母親の孤独の深刻さとその対策の必要性を痛感して、具体的構想を温めてきたものである。

子育ての責務の大半を担いながら心身ともに大きな負担を強いられている母親が子育てにゆとりを取り戻すため

にも、必要に応じて、時的に子育てを代わってくれる人が必要である。一方、子育てが一段落しても再就職等は難しく、社会からの疎外感と経済力のない不安に苦しむ中期の女性が少なくない。育児中に支援を求める母親や育児が一段落した後の社会参加を求める女性の双方が、生きがいをもって地域で暮らすことができるよう、社会のシステムとして「支え・支えられてお互い様」の関係を地域に築くことが求められている。

本法人が港区との協働で運営する子育てひろば「あい・ほーと」（港区南青山）では、「理由を問わず預かる一時保育」を他所に先駆けて2003年の開設当初から実施している。

子育て・家族支援者の方々が、保育士スタッフと共に主に一時保育者となつて、地域の子育て家族のニーズにこたえるべく精力的な活動を行っている。

また、2級認定者は相手の家庭等、希望される場所に向いて支援する派遣型一時保育者としての活動を行っているが、核家族が一般となっている今日では、実家の親のようにきめ細やかに支援してもらえると歓迎されている。しかし、当初は本講座の意義に対し

て疑問の声も少なくなかった。「地域の子育て支援にここまで本格的な講座が必要なのか。」と訝る声は、今も本講座を紹介する度に各方面から聞かれる。「受講者は主婦であるうから、3、4回で済む簡単なものでなくては希望者は集まらないのではないか」とか「子育て支援や保育は、女性であれば、特に自身に子育ての経験があれば、だれでもできるのではないか」という声

が寄せられる。だが、地域で住民が行う子育て支援は、保育士や保健師等の専門職が行う支援とはまた異なる難しさに対応する力が求められる。人々の価値観や生活様式は多様であり、年配者と若い親との間には世代の差があり、生きた時代の影響も小さくない。社会状況の変化に伴って、昔の子育ての常識が通用しない場合もあり、良かれと思つてかけた声

が親を追い詰めてしまうこともある。「支援をしてあげる」のではなく、地域に暮らす者どうしが「支えー支えられてお互い様」の関係を醸成するためには、地域にねざした支援の専門性を育むことが鍵となる。

また、子育てや仕事の経験を活かして地域で活動したいと願う人々の動機



全国自治体職員研修（2007年12月）でグループワークに臨む受講者の方々（上）



子育て・家族支援者認定式（港区3級2008年）（下）

は、昨今、かなり水準の高いものを求めていることも見逃してはならない。

「こういう本格的な講座を待っていた。自分の子育て経験を地域に活かして、仕事として認められるのは嬉しい」「中年期になって社会参加の機会に巡り合った幸せを人生の集大成につなげた」等々、期待に胸を膨らませて多くの人々が参加を希望し、受講態度は実に真剣である。

いずれの地でも8割以上の人が講義も実習も、日も欠席することなく履修し、認定資格を取得して活動を始めて

いる。

### 子育て・家族支援者養成は市民と行政との対等な協働関係のもとで

講座運営の重要なポイントには行政との連携である。実習に際しては、港区・千代田区・浦安市とも、区内・市内の保育園の協力が有り、認定者の活動場の提供も行政との密接な相談・連携のもとに実施している。特に港区の派遣型・時保育では、医師会からのバックアップも得ている。「子育て・家族支援者」養成に携わってきた四年余

の歩みは、NPOと行政との対等な協働関係の模索に他ならなかったと言っても過言ではない。しかし、行政の中には、子育て支援を市民やNPOのボランティア活動に任せて安価に済ませようとする発想がいまだにあることも否定できない。

また行政職はジェネラリストとして、異動が多いことも特徴の一つであろう。NPOや

地域の子育て支援者にとっては、担当者が変わる度に、それまで染み付いた関係を一からやり直さざるを得ない苦労もある。一方、子育て課等に新たに着任した担当者にとっては、地域の施策に新風を吹き込める可能性がある。一方で、子育て支援の何たるかを理解し、地域の施策に反映するまでの苦労も少なくないことと思われる。

こうした問題を克服することを目指した企画として、本法人が昨年からの開催しているのが、わが市わが町にふさわしい少子化対策子育て支援を行うための知識と技能を高めるための「自治体職員向け講座」(後援:厚生労働省)である。

2007年9月から12月にかけて、2日連続の講座を3回実施した(第1回目「子育て家庭・親のニーズを汲み取る」、第2回目「市民・NPOとの協働を進めるために」、第3回目「わが市・わが町にふさわしい子育て支援をつくるために」)。この講座は、住友生命創業100周年記念事業「未来を築く子育てプロジェクト」の助成事業であり、本法人にとってはNPOと企業との協働という新たな展開でもある。北海道から沖縄まで、全国から70余名

の行政職の方々が参集され、非常に熱心な討議を重ねる姿が印象的であった。本年度は、地域の子育て支援施策として後期行動計画策定が大きな課題とされることをうけて、この点に焦点を当てた自治体職員研修を、10月・12月、来春1月に予定している(詳細は末尾のHPに掲載予定)。

人材の養成と活用は、地味ながら多くの労力と時間を要する。講座の意義を理解して講師を務めて下さる方々の献身、講座運営と人材活用にあたる事務局スタッフの働きなくしては始まらない。そのための財政的な援助をはじめ、講座実施と認定者の活動支援には、行政との協働が不可欠であることは、いくら強調してもし過ぎることはないというのが、実感である。

本法人が現在取り組んでいる子育て・家族支援者養成は、港区・浦安市・千代田区とも、いずれもこの点をよく理解され、行政として可能な限り支援を惜しまず、NPOや市民との協働に努めていただいている成果であると、深く感謝するところである。

「子育てひろばあい・ほーとステーション」子育てひろばあい・ほーとHP  
<http://www.ai-port.jp>

## 横浜市の一時預かり事業について

- 横浜市においては、平成21年度からは、週2・週3の定期利用など、就労による利用も加えて、補助事業を実施。
- 現在は、「子どもミニデイサービスまーぶる」(NPO法人)など、合計4法人(NPO法人3法人、社福1法人)において実施。
- 「子どもミニデイサービスまーぶる」における実施状況は、毎月約30～40%程度が就労を理由に利用している。(21年7月 425人中170人、同年8月 304人中136人)

### 【横浜市・補助事業内容】

- 定員 10～15名
- 対象児童 市内に居住する生後57日以上で小学校就学前までの児童
- 開設日時 週5日(曜日不問)  
10時から15時までを含む1日6時間(施設の判断により延長可)
- 利用料金 1時間 500円以下
- 利用制限 児童1人あたり、月84時間まで(週3日相当)
- 設置場所 市内の利便性の高い場所
- 実施施設 認可外保育施設

### 【子どもミニデイサービスまーぶる】

- ・ 単発利用 9:00～15:00 1時間 500円

定期	9:00～15:00(6時間)		9:00～13:00(4時間)	
	週3	週2	週3	週2
3歳以上	25,000円	20,000円	20,000円	14,500円
1～2歳	28,500円	21,500円	21,500円	15,000円
0歳	30,000円	22,500円	22,500円	15,500円

WAKU2保育 9:30～12:45(3時間) 週1回 5,500円/月 週2回 10,500円/月

乳幼児一時預かり事業の状況

2009/9/28

法人	特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブパレット	特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブめーぶるここ	社会福祉法人地域サポート虹	特定非営利活動法人さくらんぼ
施設名	子どもミニデイサービス まーぶる	子育て子育て支援センターぼっぼ	OYAKO CLUBチューリップ保育室	ネストキッズ保育ルーム「ばおぼぶ」
アクセス	駅徒歩5分	駅徒歩3分	駅徒歩10分	駅徒歩4分
建物の状況	鉄筋コンクリート造3階建の1階	鉄筋コンクリート造6階建の1階	鉄筋コンクリート造2階建の2階	鉄骨造2階建の1階
事業専用スペース面積 (保育室以外を含む)	82.5㎡	69.0㎡	63.5㎡	40.6㎡
事業開始	H20.4.21(パイロット事業含む)	H21.9.24	H21.9.28	H21.9.24
定員	15人	15人	12人	15人
開設日	月～金	月～金	月～金	月～金
補助対象時間	9:00～15:00	9:00～15:00	9:00～15:00	10:00～16:00
施設の開設時間	7:30～19:00	7:30～20:00	9:00～17:00	8:00～20:00
月額預かりコースの設定	週2日、週3日コースあり	週2日、週3日コースあり	応相談	週2日、週3日コースあり
料金	500円	500円	500円	500円
	月額は別途料金設定	月額は別途料金設定	月額は別途料金設定	月額は別途料金設定
時間外料金 (自主事業)	800円～1,000円	700円～1,000円	500円～1,200円	500円～1,000円
預かり対象児童	生後57日～未就学児(市内居住者)			
利用登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録(原則13:00～14:30)	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録	事前に電話連絡、来所見学のうえ登録(原則13:00～18:00)
利用申込	原則利用2日前まで電話、FAX、メールによる	原則前日正午まで電話又は来所による	原則利用2日前まで電話、来所による	原則利用前日まで電話、FAX、メールによる
キャンセル	原則請求しない	前日正午以降キャンセル料を請求	当日キャンセルは利用料の半額を請求	原則請求しない
食事、おやつ等	食事…持参か給食(370円) おやつ代は徴収しない	食事…持参か給食(400円) おやつ(150円)	食事…持参 おやつ…持参	食事…持参か給食(400円) おやつ(100円)

## 石川県のマイ保育園登録制度について

- 石川県においては、地域や家庭の子育て力の低下による、育児負担感、不安感の高まりを受け、平成17年10月より保育所を子育て支援拠点と位置づけ、「マイ保育園登録制度」を実施。
- 在宅保育の母親と妊婦が保育所見学や育児体験、保育士への育児相談を通じて、育児不安の解消を図るとともに、一時保育の利用などを通じて育児負担の軽減を図り、妊娠期からおおむね3歳未満のすべての子育て家庭の育児支援を行う。

### 【事業の概要】

- 対象者  
妊娠期から在宅で保育を行っているおおむね3歳未満の親子
- 実施施設  
保育所、事業実施を希望する幼稚園、地域子育て支援拠点で市町が適当と認めた施設
- 事業の内容
  - ・ 母子健康手帳交付時に「マイ保育園登録申請書」を交付。母親は、登録を希望する保育所に登録。
  - ・ マイ保育園における育児体験、育児教室、育児相談
  - ・ 一時保育サービス等  
(登録者から出生届が出されたときには、一時保育利用券(半日3回無料券)が交付)

### 【実施状況】

平成20年度末 金沢市を除く18市町 270保育園において実施  
登録者 5,348人

妊娠中の方、子育て中のお父さん、お母さん

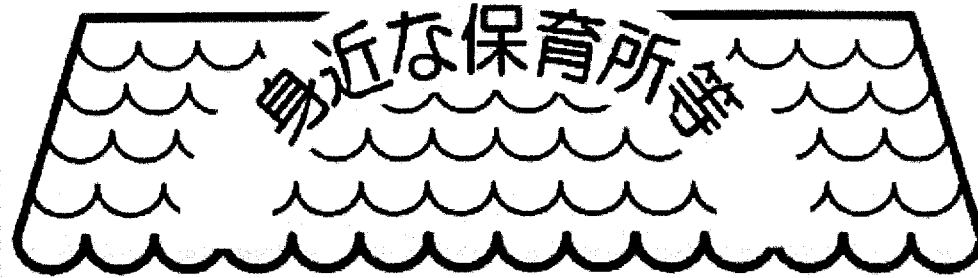
# マイ保育園に登録しませんか

～保育所などが子育てを応援します～



妊娠（出産前）

出産前の  
育児不安の軽減



子育て支援コーディネーターがお手伝いします



出 産

「マイ保育園」  
に登録  
※登録はあじくる保育所等へ

身近に  
相談相手がいる  
安心感

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験  
(おむつ替え・授乳・  
沐浴・手遊びなど)

- 保育士による育児相談
- 子育て支援プランの  
作成

## 子育て支援の 拠点です！



3歳未満程度まで

登録すると  
一時保育  
(半日3回まで)  
が無料になります

リフレッシュで  
育児に専念

- 一時保育の継続利用
- 保育園行事への参加

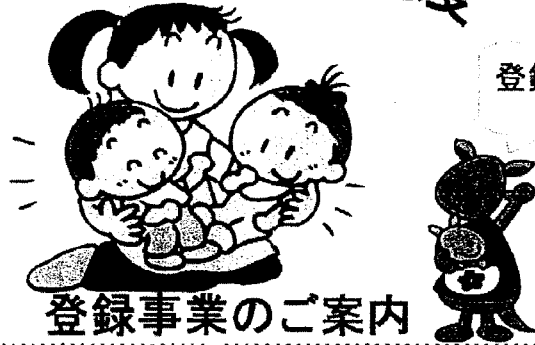
- 看護師・保健師  
による健康相談

お問い合わせは…「石川県子育て支援課」TEL(076)225-1421又は お住まいの市町保育所担当課まで



登録はお済みですか？

## マイ保育園登録制度



### 登録事業のご案内

<b>育児相談・育児見学(無料)</b> 「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」など、 育児見学や育児相談を無料で受けること ができます。	<b>一時保育サービス(8回まで無料)</b> リフレッシュしたい時や用事がある時な ど、一時保育サービス(平日の午前、半 日利用)が満3歳まで、3回無料で受け られます。
---	--

だれが登録できるの？

平成18年7月1日以降に母子健康手帳を交付された方、または出産された方が対象となります。

登録の方法は？

「加賀市マイ保育園登録申請書」に必要事項を記入の上、希望する保育園に提出するだけです。  
その場で登録され【子育て応援カード】が発行されます。

子育てに迷ったら、悩んだら、困ったら、

「マイ保育園」に来てください。

「かかりつけの病院」があると安心するように、  
あなたの登録園が「かかりつけの保育園」として子育てを応援します。

《問い合わせ先》加賀市子ども課保育係 TEL72-7855

FAX72-7797

E-mail:hoiku@city.kaga.lg.jp

詳しくは裏面をご覧ください。

## マイ保育園登録事業をご存知ですか。

マイ保育園登録事業って？・・・

平成18年7月1日から、マイ保育園登録事業の登録を開始します。

妊婦さんや母親等が、身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多いこの時期に、保育士等から継続的に支援(育児見学や育児相談、一時保育サービス)を受けることができます。

たとえば・・・こんないいことがあります。

- ・ 出産前に育児見学を体験することで、育児に関する不安の軽減につながります。
- ・ 育児に疲れた時などは、3歳の誕生日前日までの間、一時保育サービス(平日の午前、半日)が3回まで無料で利用できます。
- ・ 身近に育児相談の相手がいる安心感が生まれます。

どんな人が登録できるの？・・・

出産を控えた方(母子健康手帳の交付を受けた方)や平成18年7月1日以降に生まれたお子さんを家庭で保育している方などです。

登録はこうすればできます。

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡しします。これを希望する保育園に提出すると登録されます。また、既に母子健康手帳の交付を受けて、まだ、出産されていない方も対象となりますので、希望する保育園で登録申請書を受け取り、記入のうえ保育園に提出して下さい。

希望する保育園に「登録申請書」を提出すると、【子育て応援カード】をお渡しします。これで、登録完了です！。登録保育園で、育児見学や育児相談などのサービスが受けられます。

お子さんが、誕生した後も育児相談や一時保育などのサービスが受けられます。

一時保育サービスについて

- ・ 平日の午前半日、3回、無料で利用できます。
- ・ 利用できる可能な年齢(月齢)は、各保育園の受け入れ年齢によります。事前に園にご確認下さい。
- ・ 希望する日の2日前までに保育園に連絡して下さい。
- ・ マイ保育園一時保育サービスは、3歳に達した場合、及び、保育園に入園した場合、入園中は無効となります。
- ・ このサービスは、お子さん本人のみ、利用できます。他人に譲渡できません。



## 短時間保育について

### 【 1. 現状弊社での対応 】

#### 1. 予定の把握

保護者のスケジュールによる、園児の登園日及び登降園時間を予定表に記入してもらい、前月に回収・確認をする。個々の出欠予定や在園時間を事前に把握することによって過不足の無い職員の勤務体制を整えることができ、また月極園児の少ない日や時間帯に一時保育の予約を受けることができる。

#### 2. カリキュラム

イベントや、全体での作品作り等は、日にちと時間を予め保護者にお知らせし、極力その日は参加してもらうように促すか、子どもが全員揃う時間帯を確認してからカリキュラムを立てる。無理に参加の強制はせず、保護者と話し合いながら柔軟に対応している。

#### 3. 登降園の対応

職員のシフトは、10時～15時までの時間を手厚く組むようにし、遅く登園する園児や早く帰る園児に対応できるようにしている。登降園の時間については、個々にデータ管理をし、園内にいる園児の人数を常に正確に把握できるよう配慮している。

#### 4. 保護者との連携

短時間利用の保護者の方へは、家庭において「早寝早起き・三食きちんと取る」という生活習慣を整えていただくこととお話し、連絡帳や個人面談等で園児の生活リズムや健康状態を確認している。

【 Ⅱ. 従来の問題点と考えられていることとそれに対する弊社の対応 】

- 子どもの生活習慣が乱れる
- お昼から来ると、皆が昼食を食べているときに昼食を食べず、和が乱れる
- 午睡前に来ると、全員が午睡しているときに寝ず、他の子ども起きてしまう



「Ⅰ.-4.」の対応を行うことで、通常時間利用で、遅寝、早起きをしている子ども達よりも昼食、午睡共にすんなりと保育カリキュラムに入ることが出来る。昼食も、家庭で朝 9 時前までに朝食を済ませてもらっている為、和が乱れることは無い。午睡も同様。

- 遊びの途中で来ると子どもが十分に遊びきれない



家庭で十分に遊んできている為、遊びが足りないということはない。もしも、生活リズムが崩れていたり、家庭で全く子どもが遊べていなかったりした場合は、都度保護者の方と子どもの一番良い方法を話し合い対応している。

- 個別対応が面倒くさい



家庭での生活リズムさえ整っていれば、子どもはすぐに輪に入ることが出来、保育でも特に問題は無い。

- 皆で一緒にやるカリキュラムの時に、出ていないと疎外感を子どもが感じる



「Ⅰ.-2.」の通り、保護者の方に理解していただき、極力子どもが家庭でいることの楽しさと、保育園で“集団活動”をすることの楽しさ。両方を感じられるよう工夫している。

- 親の都合で子どもが他の子と遊べなくて可愛そう



保護者の就労形態によっては、朝しか子どもとスキンシップをとる時間が無いという家庭もあり、子どもが家庭で母、父と少しでも長く一緒にいたいという気持ちを持っていることも多い為、個々の事情による意見を尊重するようにしている。もし、子どもが家庭で親と共に居ることよりも、お友達と遊びたい、と望む場合は、子どもと親にとって一番良い保育環境について保護者と面談を行い都度対応している。

### 【 Ⅲ. 実例 】

#### □ 認可保育園

・ケース 1 園児：5歳女児 保護者の状況：育児休暇中

来園時間 10：00頃 / 降園時間 14：00頃

<保育者のコメント>

該当児及び周りの児童も、問題なく保育出来、子ども達もその子が“遅く来て、早く帰る”というリズムも、一つの保育園生活のリズムとして捉えている。

特に該当児は、生まれたばかりの兄弟や、母親と一緒に居る時間を楽しんでいる為、カリキュラムの関係上早くきていただく日より、短時間利用の時のほうがイキイキとしている。

・ケース 2 園児：5歳男児・3歳女児（兄妹） 保護者の状況：求職者

来園時間 10：00頃 / 降園時間 18：00頃

<保育者のコメント>

早寝、早起きを行っていただき、朝食をなるべく時間通りに取るようにしてもらっている為、遅く来ても問題なく保育カリキュラムに入ることが出来ている。また、午前中に行っている活動を伝え、子どもが参加したいと思う際は、希望に応じて早めに登園してもらうようお願いしている。その為、疎外感を感じる事無く過ごすことが出来ている。

#### □ 認証保育所

・ケース 3 園児：3歳女児 保護者の状況：飲食店 店主

来園時間 10：30頃 / 降園時間 20：30頃

<保育者のコメント>

保護者の方が20：30まで仕事があり、帰宅後子どもと関わる事がほとんど出来ないため、午前中にスキンシップを取っている。カリキュラムへの参加は途中からでも全く問題なく、周囲の園児にとっても、当該児が途中から参加することによって和が乱れたり、活動が中断したりすることは無く、スムーズに受け入れられている。

・ケース 4 園児：0歳男児 保護者の状況：短時間勤務

来園時間 10：30頃 / 降園時間 18：00頃

<保育者のコメント>

登園時間が散歩に行く時間に間に合わない場合は、保護者の方に一緒に公園へ来ていただくなど、保護者の都合と子どもの気持ち、保育園の状況が上手く折り合うよう定期的に面談やアンケートを取っている。

認証保育所では、保護者の就労形態が多様であるため、子ども一人ひとりの園での生活リズムが構築できるよう保護者と十分に話し合う機会を設けるなどの工夫をしている。

# 登園予定表 作成例

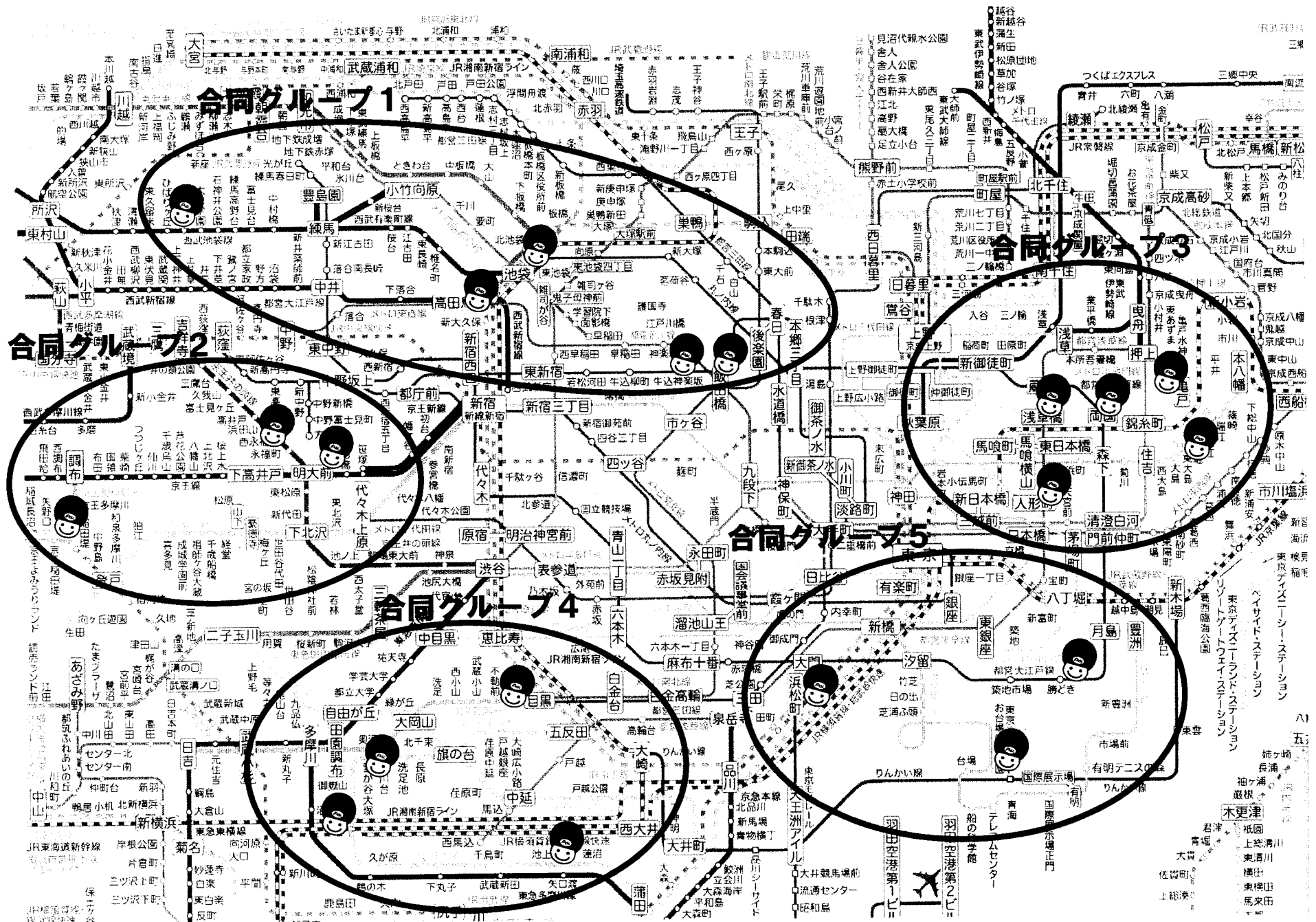
クラス	園児名	出欠	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	昼食	おやつ	夕食	食事	アレルギー
			:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30	:30					
1	月極園児1																					
2	月極園児2																					
3	月極園児3																					
4	月極園児4	欠																				
5	月極園児5																					
6	月極園児6																					
7	月極園児7																					
8	月極園児8																					
9	月極園児9	欠																				
10	月極園児10	欠																				
11	月極園児11																					
12	月極園児12																					
13	月極園児13																					
14	月極園児14																					
15	月極園児15																					
16	月極園児16																					
17	月極園児17																					
18	月極園児18	欠																				
19	月極園児19																					
20	月極園児20																					
21	月極園児21																					
22	月極園児22	欠																				
23	月極園児23																					
24	月極園児24																					
25	月極園児25																					
26	月極園児26																					
27	月極園児27																					
28	月極園児28																					
29	月極園児29																					
30	月極園児30																					
31																						
32																						
33	一時保育1																					
34	一時保育2																					
34	一時保育3																					
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						

月極園児が欠席予定の場合、一時保育の受入ができる。

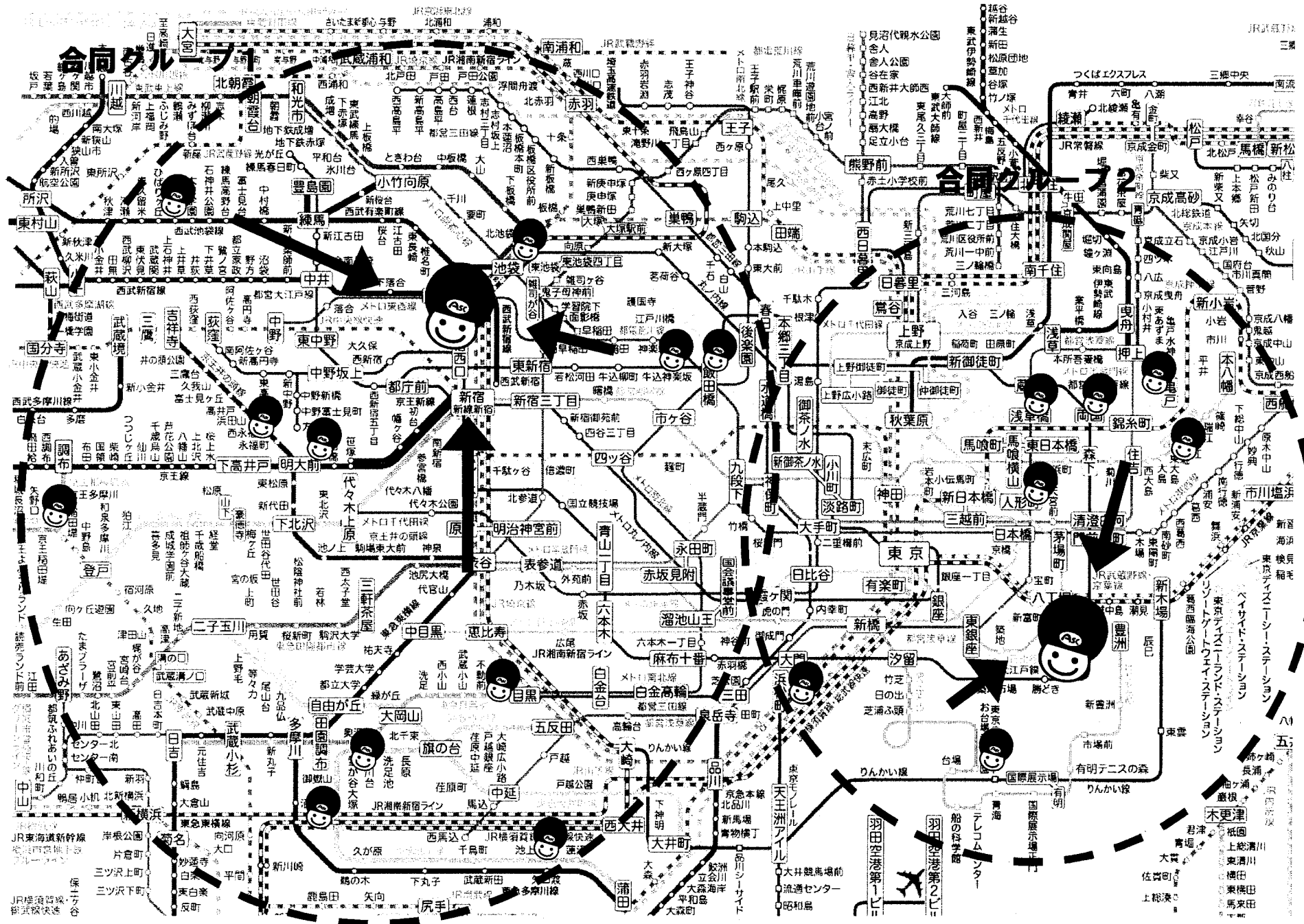
月極園児の少ない時間帯に一時保育の受入ができる。



# 日曜・祝日における合同保育実施例



# 年末年始における合同保育実施例



少子化対策特別部会  
保育第二専門委員会への提案  
～「参入の仕組み」及び  
「認可外保育施設の質の引上げ」  
の詳細等について～ (※前回資料一部修正版)

平成21年 10月 5日

社団法人 全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

## I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (1)

(「第1次報告」を基本にした具体的な仕組みの組み立て)

- (1) 少子化対策特別部会「第1次報告」(2月24日)でとりまとめられた今後の保育制度の姿を基本に、「保育の仕組み」のあり方について、具体的な事項を含めた検討を行う必要がある。

(保育・子育て機能の拡大への方向性)

- (2) 保育所が、家庭養育に欠けるという限定的な課題に対応するだけでなく、現在は、すべての家庭の育児・子育てを、社会的に支えていく体制が求められている。中でも保育所は中核的な社会的資源としてその役割が大きく期待されている。このため、すべての保育・子育て支援の利用希望者について、その「必要性」と「度合い」について認定し、必要性に応じた体制の整備が求められる。

(子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みの構築)

- (3) 制度設計の視点の中心は、保護者の利便性だけでなく子どもの発達保障の視点が重要なポイントとなる。保育所を中心とした多様な提供体制の整備において、子どもの育ちの視点を中心にすえた仕組みを構築することが重要になる。



# I. はじめに ～ 具体的な検討にあたって ～ (2)

(重要なファクターとして考えられること)

- (4) 提供者と保護者は経済的關係ではとらえられない相互性があり、市場でいわれる売買契約關係ではないことを明確に意識した仕組みとすること。
- ② 人口減少地域における保育機能の維持向上のための制度的工夫(小規模保育所、多機能型保育所など運営基盤の確保)が必要であること。
- ③ 保育・子育て支援は生活圏で提供されるサービスであるため、小規模地域密着型保育等の運営基盤を確保すること。
- ④ 以上に対応するため保育の質の向上をめざす必要があり、児童福祉施設最低基準の改善や子育て支援における内容、職員処遇の改善等を並行して実施する必要がある。

(質の確保された多様な新規事業者の位置づけ ～ 大幅な財源確保 ～ )

- (5) 様々なニーズを受けとめる保育を飛躍的に拡大していくため、認可保育所の大幅な増設を促進するとともに、多様な保育形態をカバーできる新規事業者の参入についても、質の担保を前提に促すことも必要である。したがって、それらを裏付ける大幅な財源確保が不可欠となる。

3

## II. 「参入の仕組みの詳細」について

### 1. その基本的考え、方向について

#### (1) 基本的考え方

「新しい参入の仕組み」は「子どもの命と安全、育ちを」保障する仕組み、制度であり、同時に若い世代に安心して「子どもを産み育てることを保障」することにより働くこと、社会の一員としての役割と責任に自信をもてる仕組みであるべきと考える。

よって、設計される制度は「**すべての子ども、利用希望者のニーズ**」に対応可能なものであるべきであり、そのためには「**公の関与**」＝**ナショナルミニマム・セーフティネット**としての「**法的・制度的・財政的**」保障が明確にされる必要がある。

#### (2) その目的と方向について

##### 1) 「緊急かつ短期的」な目的

- ① 待機児童の早期解消
- ② 子どもの育ちと家庭地域における子育てと就労支援を制度化すること

##### 2) 「中・長期的」な目的

- ① すべての子どもを対象とした保育制度の構築
- ② 深刻化する少子化の克服
- ③ 子どもたちの育ちと地域・家庭における子育てと就労支援を制度化すること

4

## 2. 具体的な仕組み・制度設計の前提として

- ① すべての子どもを対象とする保育の量的拡大が可能な仕組みを作ること。しかし、その拡大に当たっては、現在より質が向上する制度設計が前提である。
- ② 量の拡大に対応した質を担保するためには「基準」(児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」))、とくにナショナルミニマム(セーフティネット)を明確にする。
- ③ そのための「量と質」に対応するための財源の確保が不可欠である。

5

## 3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(1)

### (1) 「少子化対策特別部会」第1次報告の「指定制」の考えについて

- この考えは、待機児童早期解消の具体的な仕組みづくりの一つとして「認可外施設」の活用を意識し、考えられたものと思われる。
- 量の拡大は、利用希望者の中で最も要望の強い認可施設等(一時保育などを含む)の充実増設を基本とする(P12 参考1:厚生労働省 H20.8調査)。この政策と制度の拡充は、利用者が安心するナショナルミニマムの持続的制度に繋がり、「中・長期計画」としても重要な点である。
- 認可外施設への「指定制」の導入と制度化については、上記の2. が前提である。  
《この制度は、待機児童のいない、認可外施設のない地方には**余り意味もなく**かえってそうした地方も**巻き込み**「ダブルスタンダード」(2重の基準、制度)の固定化につながる**危険がある。**》

### 1) 「指定制」は、下記による緊急避難政策としての対応の仕組みとして位置づける。

- ① この制度は当面「待機児童」がいる地域に限定した制度とする。
- ② 法律ではなく「例えば「政令」等による5年間の限定的」なものとする。
- ③ 認可保育所への移行期間を明記する。
- ④ 「指定制」が適用される認可外施設は「認可保育所」の法律・政令等の規定・規則を適用(準用)する。

### 2) 中・長期的制度(すべての子ども・少子化・就労支援等の需要の拡大への対応)との関係は、あくまで認可保育所(一時保育等の充実を含む)の増設とする。

6

# 「指定制」のあり方について(イメージ)

地方都市部(過疎地域等含む)

大都市部(待機児童緊急  
対策地域を含む)

- ① 当面「待機児童」がいる地域に限定
- ② 法律ではなく「例えば「政令」等による5年間に限定」
- ③ 認可保育所への移行期間を明記
- ④ 「認可保育所」の法律・政令等規定・規則を適用(準用)

7

## 3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(2)

(2) 第1次報告 — NPO法人等に対する施設整備補助の「新しい仕組み」について  
: 「施設整備費として「減価償却費」を運営費に相当額上乘せ」の考え方について

- ① 施設整備費の初期投資については、基本的に現在の制度を遵守する。  
(憲法89条の遵守)
- ② 「減価償却」の補助は、原則的に法人立に限定する。この制度を認可外の「指定施設」については、適用しない。
- ③ 認可外施設の認可施設への移行に要する費用は、「集中的な整備促進」として、「・認可施設に移行する経過期間(5年以内)の明記」と「・待機児童の受け入れ」の二つの条件を前提に改築費の補助を検討。

(3) 第1次報告 — 運営費の使途制限の「新しい仕組み」について

- ① 社会福祉法人以外のNPO等の非営利法人における会計基準の適用は、「社会福祉法人会計基準」の適用とする。
- ② 株式経営の「福祉事業」については、次のことを前提(条件)に「企業会計」でおこなう。

- ◎ そのための基本的条件として次の点が必要。
  - ① 剰余金(利益)は、福祉事業に限定した活用とする。
  - ② 株主への配当(報酬)は、認めない。

8

### 3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて ～(3)

(4) 第1次報告 — 「多様な主体の参入、量の拡充に際しての質の担保・指導監督」の「新しい仕組み」について

- ① 指定制に際しての保育の基準は、「前述」の通り。
- ② 「公的関与のあり方」としては、「事業所の開所、閉所は届出、許認可の義務化、認可保育所の基準、保育条件等のナショナルミニマムの遵守」
- ③ 管理監督責任は、市町村とし、監査は、認可施設に準じる。

9

## Ⅲ. 「認可外保育施設の質の引上げの詳細」について

### (1) 第1次報告 — 認可外保育施設の質の引き上げについて—(1)

- 1) 最低基準を満たしている認可外施設への費用(運営費)の補助は ①待機児童のいる地域(5年間の時限立法)が対象 ② 待機児童のいない地域は3年から5年間のうち認可施設に移行義務条件。
- 2) 「一定水準以上」の認可外に対する「一定の期間の経過的」財政支援のあり方  
「一定水準」とは「最低基準を満たしていないが、それに近い水準」という意味と理解するなら → 「5年の経過中に認可基準を満たし認可施設に移行」条件に費用補助。
- 3) 無資格従事者の「資格取得」の制度を確立する。「通信資格制度」「一年間の夜間養成学校」への通学保障、研修制度システム化と義務化等。⇒ 下記例

※ 例えばとして下記のような構成も考えられる。

- ① 研修期間 1週間
- ② 研修科目
  - (1) 社会福祉概論 1日
  - (2) 保育所保育指針 3日
  - (3) 保育制度論 1日
  - (4) 健康・衛生・食育 1日
  - (5) 家庭支援(家族)・地域支援 1日

## (1) 第1次報告－認可外保育施設の質の引き上げについて－(2)

4) 「待機児童解消」と「すべての子どもの支援」のため、上記の認可外施設への対応と支援をしても、なおかつ「需要を満たしえない地域」の利用希望者との公平性を確保するために供給体制の具体的整備の「方法・制度」を確立させる。

- ① 基本的には、全国的に市区町村毎に多様なニーズ調査・分析に基づく認可保育所等の中・長期増設計画の義務化。
- ② 都市部で待機児童を多く抱えている地域では、「市場化を前提とせず」を基本に前述した「最低基準の遵守、剰余金の福祉事業以外の事業への活用は認めない、株主への配当は認めない」等を条件に、法人格を持ったNPO等非営利法人を積極的に活用する方向で増設を支援する。
- ③ 「需要の満たし得ない地域」の問題は、人口減少と子どもの数が少ない地域の抱える問題であり、どんなに子どもが少なくとも「子どもの育ちと、集団生活の保障」を公平性を守る立場から、保育と子育て支援を持続的に保障するため下記の(2)の小規模対策に準じる、制度の確立を行う必要がある。

5) 認可外施設の「質の担保」のため「指導監督の強化」と第三者評価・あるいは利用者評価については、法的に位置づけ「制度・条件・基準(最低基準)」の遵守を都道府県の責任で実施する。

同時に施設の問題だけでなく、行政(市町村)に対し、自らが質を維持するための行政責任の保障基準(施設の設置・財政・基準の設定)を義務付ける制度が必要である。

11

## (2) 第1次報告－「小規模サービス類型の創設」について

- ① 現行の20名以上が小規模保育所として制度化されているが、最小規模定員を5名とし、「家庭的保育事業(保育ママ等)、一時、延長、休日保育、相談等支援事業、放課後児童健全育成事業」等とネットワークによるセットで「法人」の多機能的運営を可能とする。
- ② 状況によっては、隣接する行政区以外の認可保育所の分園、家庭的保育事業も経営(運営)できるよう法的に認められるよう整備する。
- ③ 小規模の運営と経営を維持するための予算(補助金)の「最低保障」(基礎的運営費)制度を確立する。

12

## IV. 「地域の保育機能の維持・向上の詳細」について

- (1) 小規模サービス類型の創設  
上記と同じ(再掲)
- (2) 多機能型施設の支援
- (3) 人口減少地域における保育機能のあり方

13

### (参考1) 新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査結果

#### ～ 認可保育所「使いたい」85万人：厚生労働省調査結果 ～

- ・平成20年8月全国103自治体調査、就学前児童のいる約12万2600世帯回答
- ・0歳～2歳の認可保育所希望約59万人。3歳～5歳約26万人。
- ・地域住民は保育の質がよく、安定、安心できる保育所を希望している。

#### ☆<調査概要>

1. 調査目的  
新待機児童ゼロ作戦では、将来の就業希望に応じた潜在需要を踏まえ、保育サービスや放課後児童クラブの量的拡充を図るため、平成29年度までを目標として整備を進めることとしている。  
本調査は、この保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
2. 調査対象  
各自治体の10歳未満の児童を有する世帯数を勘案し、必要標本世帯数を自治体毎に無作為に抽出した世帯を客体とし、103(政令市17、中核市15、東京特別区5、一般市町村66)の自治体から回収した。政令市についてはすべて、中核市及び特別区については国において任意に抽出、一般市町村は、人口規模別あるいは都市部・郡部別に各都道府県において任意に抽出。この任意に抽出した自治体において、就学前児、就学児童を対象とした2種類の調査を実施しており、潜在需要量の推計に際しては、就学前児童は生年が平成14年～平成20年(うち0～2歳の区分では平成18年～平成20年、3～6歳の区分では平成14年～17年)、就学児童は生年が平成11年～平成14年を対象としている。
3. 調査時期 平成20年8月
4. 調査事項  
世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービス利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等
5. 調査回収数 206,991(回収率52.4%) (うち、修学前児童用122,558、就学児童用84,433)

14

# 「多様な保育関連給付メニューについて」 に対する全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 議論への前提として

1. 多様な保育関連給付メニューは、すべての子どもの育ちを保障するためのものであって、子どもの最善の利益のもとに、子どもの発達とウエルビーイングに対する社会的責任としての質の高いサービスを供給するものであると位置づけるべきである。
2. そのために、すべての子どもに対して利用を可能とすることが必要である。
3. その適用範囲と運用は、多様な保育・子育て支援サービスとして、子どもの育ちの過程にそって継続的に提供をはかれるようにするべきである。
4. 第1次報告にあるように、その構築は「質の確保された量の確保」を前提に、多様性と実効性をはかるものでなければならない。
5. そのためには、多様な保育・子育て支援サービス形態のあり方、質と内容について、子どもの発達を踏まえて適切な利用が確保できるように、抜本的な制度改革をはかるべきである。
6. 国は、日本の未来を担うすべての子どもたちを育むという理念のもと、財源を確保して、次世代育成策の実現を図るべきである。
7. 多様な保育関連給付メニューの拡大および多様な事業主体の参入をはかる際には、最低基準の確保にもとづくものとする。また、認可外保育所においては、「認可」へ移行するためのインセンティブが働く支援策の仕組みとするべきである。
8. 需要が供給を上回る地域の供給方策を検討する場合にあっても、不可欠な条件として最低基準を確保しなければならないことを前提とする。

## 多様なニーズへの対応①

<p>公的保育サービス</p>	<p>①「公的保育サービス」の対象範囲について子どもの最善の利益のもとに供給体が組織されなければならない。そのための量的拡大にあたっては、質の確保および財源確保が前提条件であることの確認が必要。</p> <p>②「公的保育サービス」の対象範囲に基準を下回る施設も入れることは、保育の質を結果的に引き下げることにつながるため、容認できない。</p> <p>③「基準を下回る施設利用者についての公平性の確保」については、基準を下回る施設の利用者および子どもたちの存在にこそ、権利擁護が必要である。質の低い保育を公が認め、推進していくことがあってはならない。むしろ最低基準を確保して認可を取得することを前提とするように質の確保と財源確保を図るべきである。</p>
<p>小規模サービスへのニーズ (1)家庭的保育サービス</p>	<p>①公的保育サービスの一つとして新制度へ位置づけることについては、認める。</p> <p>②ただし保育の質の観点から、本来的には資格要件については確保すべきである。</p> <p>③また、密室性を回避するためにも、とくに3歳以上の子どもたちの集団保育のありようとしても、認可保育所との連携強化を図る必要がある。</p> <p>④認可保育所と家庭的保育事業の保育士との連携に加えて、市町村の関与および市町村の責任による質の確保が必要不可欠。</p> <p>⑤家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模サービスモデルの仕組みについては、認可外保育施設を推進することにつながり、基準の低下を招く恐れがあり、容認することはできない。</p>

## 多様なニーズへの対応②

<p>小規模サービスへのニーズ (2)小規模保育サービス</p>	<p>①「小規模保育サービス」の定義が必要である。 最低基準の条件のもとに20人未満の定員でも柔軟に運営できる小規模保育園を認めるべきである。とくに認可外保育施設利用者の5割が20人以下の施設を利用している実態を考えると、小規模であっても最低基準のもとに保育の質を確保するための条件が必要不可欠である。</p> <p>②分園の賃料補助については、安心こども基金で平成23年までの限定であるが、その後の制度化をはかるべきである。待機児童の多い都市部等では分園で小規模保育サービスを増やすことが有効である。賃料の補助のあり方、本園との分離・近隣にない形態についても整理が必要。</p> <p>③複数の保育所の連携による「分園型」保育と「本園」との連携のあり方については実現性は薄い。社会福祉法人等が小規模保育園を拡充していくインセンティブが働くような仕組みが考えられないか検討するべき。</p>
<p>小規模サービス類型の基準</p>	<p>①小規模サービスの条件・環境整備は最低基準に準拠する。 →小規模であっても最低基準は確保するべきである。</p> <p>②定員刻みを5人とするような分析・検証を提案する。 →基本的な保育所の保育単位(発達年齢にそった少人数化)を保育実践の課題から具体的に改善することが必要である。 →とくに、0~2歳の個別対応、3歳以上集団の縮小化、また家庭的保育事業との整理も必要。</p> <p>③本園等、支援体制、指導支援員などの確保 →家庭的保育事業は、保育所との連携を義務づけしないと密室化の懸念がある。小規模保育サービスの場合は、支援体制が必要不可欠。</p> <p>④小規模サービスでも事業が成り立つ仕組みと運営費が必要。</p>



## 多様なニーズへの対応③

<p>多様な働き方 (1) 短時間勤務等</p>	<p>①保育ニーズの多様性は、保育の必要性の判断や保育上限量の具体的設計と密接に関連するもので、十分な検討が必要である。</p> <p>②量的拡大の受け皿や短時間勤務などの多様なニーズの受け皿を「認定こども園」としていくことについては課題がある。</p> <p>→現行では、認可保育所は多様なニーズの受け皿となっている。しかし、その運営体制や運営費等は事業を行うのに十分なものとなっていない。</p> <p>→「認定こども園」については、質の検証をはかるべきである。</p> <p>③子どもと保護者の多様なニーズに応えるには、むしろ財源をきちんと担保し短時間利用者や一時預かり事業利用者のための質の確保された量の整備を行うことが必要である。また、あわせてすべてのニーズを認可保育所で受けとめられるものではなく、ワークライフバランス等の推進などとともに、包括的な推進を図らなければならない。</p>
<p>多様な働き方 (2) 早朝・夜間帯保育の基準等</p>	<p>①早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置、環境整備を具体化することが必要である。</p> <p>②早朝・夜間帯保育が実施できる条件整備の具体化が必要である。</p> <p>→人員配置基準の改善とともに、早朝・夜間帯保育の時間帯などの検討が必要である（基本の保育時間をどのように設定するかと関係する）</p>

## 多様なニーズへの対応④

<p>職場との近さ・広域需要 (1) 事業所内保育施設 (2) その他広域需要への対応</p>	<p>①福利厚生としてはじまった事業所内保育施設を公的保育サービスの一つとして位置づけることについては、子どもの保育を柱として環境整備等が前提として必要である。最低基準に準拠して整備を推進することなどが必要である。</p> <p>②子どもは地域の中で育つ、ということを考えると、住所地市町村以外の保育サービスの利用は特例とすべきである。</p>
<p>人口減少地域等</p>	<p>①児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることを可能とするために、小規模サービス類型が必要である。</p> <p>②とくに「へき地保育所」は、現在、過疎地域における保育需要への役割を果たしているにも関わらず、認可外保育所として整理をされ、財政支援が一定水準にとどまっている。過疎等で子どもが少ない地域にあっては、むしろ子どもの育みに厳しい状況と子ども集団の保障の観点から、財政支援をはかる必要がある。</p> <p>③幼稚園がない地域における保育所の役割は重要で、多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能になる。</p> <p>必ずしも「認定こども園」にする必要はない。</p> <p>④多機能型サービスの定義・条件を検討することが必要である。</p>

## 多様なニーズへの対応⑤

<p>計画的整備を行う仕組み</p>	<p>①計画的整備を実現するには、地域内のニーズを把握したうえで、市町村単位で後期行動計画を実行性をもって具体化することが必要である。</p> <p>②市町村にニーズが量的に少ない保育サービスであっても、必要としている子どもが地域にいる以上、「例外ない保育保障」の一環として整備することの義務づけが必要である。</p> <p>→認可保育所を市町村域に整備し、拠点化と多機能化することを義務づけることで、多様なニーズに応える必要がある。</p> <p>③早朝・夜間保育、病児保育・病後児保育、休日保育等、多様な保育サービスを整備していくためには、利用者数が少なくても、事業として成り立つための仕組みと運営費確保が必要である。</p> <p>④市町村がニーズに応じ、質の確保された量の拡充を現実的に図るためには、市町村の財源不足への対応が必要である。運営費の地方公共団体負担分についても、財政負担軽減が必要である。</p>
<p>需要がまとまらない地域の実施方法</p>	<p>①需要がまとまらない地域にあつては、市町村の責任において、たとえば拠点となる保育所を定め、そこで提供できるような仕組みの検討が必要である。</p> <p>→認可保育所を市町村域に整備し、拠点化することを義務づけること。</p>

## 多様なニーズへの対応⑥

<p>延長保育利用者が少ない場合の最適な保育の提供</p>	<p>①延長保育のあり方については総合的に見直しが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育時間帯にあつても児童福祉施設最低基準を遵守できる人員配置を可能とするための運営費の設定と確保が必要である。</li> <li>→人件費の単価を積算上、8時間を基本とした場合、開所時間中にローテーションを組んで適切な職員配置ができるよう、開所時間に合わせた運営費の改善が必要である。</li> <li>●とくに最近では延長保育利用者に乳児が増えてきているが、現行では延長保育時間は保育士を配置基準にもとづく配置ができる仕組みになっていない。</li> <li>→延長保育において、最低基準を遵守した保育を可能とするために開所時間中の保育士の配置の改善が必要である。</li> <li>→延長時間における子ども一人ひとりの状態にそつて個別に対応できる重層的な職員配置とすること。</li> </ul> <p>②土曜日保育の考え方についても整理が必要である。</p>
-------------------------------	---

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会 平成21年10月5日	参考資料3
第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会 平成21年9月11日	資料1-1

# 多様な保育関連給付メニューについて

## 必要なすべての子どもに保育を保障するための基本的な考え方

- 「新たな保育の仕組み」においては、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与することとしている。(例外ない公的保育の保障)
- ① 子どもに対する保育保障をする仕組み → 必要な子すべてにサービスが行き届く必要
- ② 潜在ニーズの顕在化にも対応できる仕組み → ニーズに応じたサービス提供事業者の量的拡大が図られることが必要。
- ③ 多様な保育ニーズに対応できる仕組み → 多様な給付メニューが必要
- ④ 人口減少地域においても必要な保育サービスが提供できる仕組み → 小規模サービス等について、検討が必要。
- 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが重要。  
→ 現在の認可外保育施設も含め、客観的基準(最低基準)を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象施設とすることを基本とする。
- 加えて、すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの「質」を確保しつつ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があるのではないか。

# 新制度における公的保育サービスの類型についての検討

## 1 保育の量的拡充

- 共働き家庭の増加(サービスの一般化)
  - ・ 1997年以降専業主婦世帯数を上回り、その後も増加(共働き世帯:1013万世帯、専業主婦世帯:851万世帯)
- 大きな潜在需要(未就学児がいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ)
  - ・ 母親が非就業世帯のうち、子どもが0～3歳児では約25%、4～6歳児では、約20%の母親が、就業希望を持っている。
  - ・ 未就学児がいる母親の「現実の就業率」 0～3歳児 28.5% 4～6歳児 48.2%

### 現状

- 保育の利用児童数 227万人
  - ・ うち認可保育所 204万人(施設数22,925カ所)(H21.4)
  - ・ うち認可外保育施設 23万人(施設数10,965カ所)(H20.3)
    - うち事業所内保育施設 5.1万人(施設数3,617カ所)
    - うち自治体単独施策の状況
      - ・ いわゆる保育室に類するもの 利用児童数:46,062人(2,176カ所)
      - ・ いわゆる家庭的保育事業に類するもの 利用児童数:1,573人(877カ所)
  - ・ 家庭的保育事業(国の補助事業)
    - 実施自治体数 19 家庭的保育者数 130 利用児童数 491人(H20交付決定ベース)
- 待機児童数 2.5万人(H21.4)

### 視点

- 量的ニーズに対する受け皿として拡大
- 多様な働き方などの多様なニーズへの対応として拡大
- 人口減少地域における核としての機能維持・充実

### 課題

- 客観的基準(最低基準)を満たした施設について、費用支払いの対象化
- 自治体単独施設(特に3歳児未満)等、一定水準以上の施設を、経過的に最低基準到達支援
- 家庭的保育、小規模保育、保育所分園の活用
- 基準を下回る施設利用者についての公平性の確保

## 第1次報告におけるとりまとめ内容

### ⑧ 認可外保育施設の質の引上げ

#### i) 認可外保育施設の質の引上げ

- 最低基準を満たした施設を費用の支払いの対象とすることを基本とする。
- 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援(最低基準到達支援)が必要である。
  - ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討する。
  - ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討する。
  - ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討する。

## 2 多様なニーズへの対応①:小規模サービスへのニーズ

- 認可外保育施設の定員規模の状況を見ると、在所児童数が20人以下の施設が半数以上を占めている。
- 認可外保育施設において、認可保育所に比べ、低年齢児の割合が高い。
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約81%となっている。
- 家庭的保育の利用者のうち、約5割の人が家庭的保育を選択した理由として、「年齢的に少人数で保育を受けることがよいと思った」としている。

### (1)家庭的保育サービス

#### 現状

- 家庭的保育事業は、児童福祉法の改正により、平成22年4月から法定化。(予算補助事業から、保育所保育を補完するものとして、家庭的保育を位置付け。)
- 市町村事業とした上で、家庭的保育者による家庭的保育を支援する体制確保(研修及び連携保育所、家庭的保育支援者等)
- 保育士に加え、一定の研修を経た保育士資格を持たない者についても、保育の質を確保した上で家庭的保育者として認める。
- 3歳未満児を中心としつつ、3歳以上児も対象。  
(平成21年3月からの改善点)
  - ・ 個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ
  - ・ 家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
  - ・ 連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
  - ・ 家庭的保育支援者の支援対象の拡大
- 家庭的保育の認知度は低く、実施市町村、家庭的保育者数、利用者数いずれも少ない状況。市町村によって利用方法は統一されていない。

4

#### 【家庭的保育の現状】

##### ①家庭的保育事業

- ・ 実施自治体数 19 家庭的保育者数 130 利用児童数 491人(H20交付決定ベース)

##### ②自治体単独保育事業

- ・ いわゆる家庭的保育事業に類するもの 877カ所 利用児童数1,573人(H20.3)

#### 視点・課題

- 量的拡大の受け皿としての拡充と、多様なニーズへの対応としての拡充
- 公的保育サービスの一つとしての新制度へ位置付ける方法
- 家庭的保育者と市町村の関係の整理
- 3歳以上児となる際の集団保育への連携
- 家庭的保育を拡充していくにあたっての課題及びその解消方法

## (2)小規模保育サービス

### 現状

- 5人超～20人未満について、単独である場合は、公的支援の対象外。
- ただし、現在でも認可保育所の一部である分園として、支援を受けている施設もある。
  - ※ しかしながら、賃貸形式の場合に、賃料補助が制度化されていない。
    - ・ 安心こども基金では、時限的に対応
    - ・ 自治体によっては、賃料補助を単独補助
- 認可外保育施設は、定員20人未満の小規模な施設が多数を占めている。

### 【小規模保育サービスの状況】

- 認可外保育施設の在所児童数
  - ・ 施設数 7,348カ所
  - ・ 利用児童数 18万人
  - ※約5割が20人以下の施設に入所
- 自治体単独保育室
  - ・ 2,176カ所 利用児童数:46,062人(H20.4.1)
- 財政支援の状況
  - ・ 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するかどうかによだねられる。
- 保育所分園の状況
  - ・ 施設数 433(H20年度)

6

### 視点・課題

- 量的拡大の受け皿としての拡充(特に0～2歳児)と多様なニーズへの対応としての拡充
- 大規模な保育所の設置と異なり、初期投資費用が軽微であるので、機動的な設置が可能。
- 保育は日常生活に密着した地域性の高いサービスであり、日常生活圏域で配置されていることのニーズ対応が求められる。
- 家庭的保育者が複数集まった形で実施する小規模サービスモデルの仕組みの検討
- 複数の保育所の連携による「分園型」保育と「本園」との連携のあり方
- 3歳以上児となる際の集団保育への連携

### 第1次報告におけるとりまとめ内容

#### ⑧認可外保育施設の質の引き上げ

##### ii)小規模サービス類型の創設

家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

#### ⑨地域の保育機能の維持・向上

人口減少地域における生活圏域での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。

##### i)小規模サービス類型の創設

家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

7

### 3 多様なニーズへの対応②: 多様な働き方

#### (1) 短時間勤務等

- 育児期の母親が希望する働き方は、1歳～小学校就学までは「短時間勤務を希望する人がもっとも多く、次いで「残業のない働き方」となっている。
- 女性の年齢別にみた雇用形態は、30歳以降、正規職員の割合は下がり、パートが多い。

#### 現状

- 自治体の条例等により、たとえば週4日以上を「保育に欠ける」と判断とする例。
- 需要の増えている地域を中心に、フルタイム中心の受け入れの実態。
- 短時間勤務への受け皿として、特定保育(※)。
  - ※ 週2、3回程度又は午前のみ・午後のみ必要に応じて柔軟に保育を行う事業  
1,057カ所(平成20年度交付決定ベース)
- 保育所における一時預かり(一時保育)において、受け入れている施設もある。
  - ※ 一時預かり事業 7,651カ所(平成20年度交付決定ベース)
- 幼稚園における預かり保育による対応。
  - ※ 預かり保育を実施している幼稚園 9,846園(全体の72.5%)(平成20年度実績)
  - ※ 週あたり 実施日数は約7割が週5日、延長時間は約6割が午後5時以降まで実施

#### 視点・課題

- 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。
- 「通常保育」のみで対応しきれないニーズに対応するサービス類型の検討の必要性。
- 保障上限量の具体的設計。
- 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実と活用促進。

8

#### (2) 早朝・夜間・休日保育

- 延長保育は、保育所の約6割以上が提供しているが、延長時間が1時間以上であるのは、そのうちの約1割にすぎない。  
また、受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない状況(77カ所)一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の約2割を占める。
- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在。

#### 現状

- 現行制度においては、一定の「開所日数」(日祝日以外の週6日)と、「開所時間」(一日11時間)の範囲内であるか否かによって、保育の提供の仕組みを区分するという提供者側からみた仕組み。
- 一定の「開所日数」「開所時間」を超える休日や早朝・夜間保育については、実施の可否を市町村の判断にゆだね、経費を奨励的に補助。しかしながら、認可保育所では十分な受け皿が整っていない。
- 事実上、多くの認可外保育施設(ベビーホテル)がこれらのニーズを担っている現状にある。

#### 【早朝・夜間保育の状況】

- 延長保育(認可保育所が11時間の開所時間を超えて保育を行う事業)
  - ・ 実施箇所数 15,076カ所(平成20年度交付決定ベース)
  - ※民間保育所 9,903カ所のうち約9割は、延長時間1時間以内
- 休日・夜間保育(日祝日、夜間(午後10時頃まで))の保育を行う事業)
  - ・ 休日: 927カ所(平成20年度交付決定ベース)
  - ・ 夜間: 77カ所(平成20年度交付決定ベース)

9

## 視点・課題

- 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の基盤整備による受け皿拡充。
- すべての子どもに公的保育を保障する観点から、現状として、認可外保育施設において対応されているものについて、公的保育サービスの一類型としての位置付け。
- 昼間の保育とは異なる早朝・夜間保育の特性(就寝時間を挟むこと等)に合った形の基準のあり方。

## 第1次報告におけるとりまとめ内容

### iii 開所日数・開所時間に着目した区分

一定の「開所日数」「開所時間」を超える休日や早朝・夜間の保育については、実施の要否を市町村の判断にゆだねた上で、必要な増し費用を奨励的に補助する仕組みをとっているが、認可保育所においては、現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うこともあり、補助制度の活用と十分な受け皿の整備が進んでいない。このため、休日や早朝・夜間など、働き方により、利用時間が保育所の「開所日数」「開所時間」とずれている場合には、受け皿自体がなく、事実上、認可外保育施設の利用とならざるをえない仕組みとなっている。

### ⑧認可外保育施設の質の引き上げ

#### iii) 早朝・夜間保育

早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

10

## ⑩ 多様な保育サービス

### i) 休日保育・早朝・夜間保育(一部再掲)

○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが② i) のとおりとなることにより、曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、また、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、③ i) のとおり最低基準により客観的に行われる仕組みとする。

○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

※ 利用者が限られ、需要が分散しているために、各保育所単位でニーズに対応することには限界があることから、市町村において、質の確保された公的保育の保障の責務の一環として、計画的な基盤整備を行う仕組みをさらに検討する。

※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討する。

### ii) 延長保育・特定保育(一部再掲)

○ 休日・早朝・夜間保育と同じく、就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされることとなる。

○ 延長保育については、利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2~3区分程度を月単位で判断する。

○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討する。

※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。

※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討する。

※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

11



#### 4 多様なニーズへの対応③ 職場との近さ・広域需要

- 就学前の子どもがいる雇用者のうち、約30%の人が、企業が行う育児支援制度で利用している・利用したいものとして、託児施設をあげている。
- 職場から近い、通勤途上にある等地理的な要因で、認可外保育施設を選択した利用者は多い。

##### (1) 事業所内保育施設

###### 現状

- 現行制度においては、認可外保育施設として位置付け
- 事業所内保育施設に対する支援としては、雇用保険二事業からの助成金と、病院内保育所に対する補助がある。
- 事業所内保育施設に入所している児童数は、5万人超。

###### 【事業所内保育施設の現状】

- 事業所内保育施設の現状
  - ・ 施設数 3,617カ所（院内保育施設 2,221カ所、その他事業所内 1,396カ所）
  - ・ 入所児童数 5.1万人（院内保育施設 3.7万人、その他事業所内 1.4万人）
- 雇用保険二事業からの助成金
  - ・ 事業所内保育施設設置・運営等助成金（雇用保険二事業）
    - 労働者のために事業所内保育施設を設置・運営等行う事業主に対し、その費用の一部を助成。
    - 助成基準は、基本的に認可保育所並び（ただし、定員は10名以上）
- 病院内保育所事業の補助金
  - ・ 病院内保育所事業
    - 医療機関に勤務する職員のために院内保育所の設置、運営を行う事業に対し、その費用の一部を助成

12

###### 視点・課題

- 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべきではないか。
- その際、事業所内保育施設が従業員への福利厚生という側面も有しているが、どのように整理するか。

##### (2) その他広域需要への対応

###### 現状

- 住所地市町村と保育所所在地市町村とで調整することにより、利用可能  
…住所地の住民が優先される

###### 視点と課題

- 個々の子どもに対する保障といった仕組みとしていく上で、住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへの保障をしていく必要性の検討。
- 職場の近くにおける保育ニーズについて、親と子どもの生活を重視する観点も踏まえ、事業所内保育所以外でも保障可能な仕組みの検討。

13

## 5 多様なニーズへの対応④:人口減少地域等

- 児童人口が著しく少ない地域において、身近な場所で保育サービスを受けられることが必要。
- このような地域においては、対象となる子どもの年齢に応じたサービス(地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ等)をそれぞれ独立して提供することが困難であるが、サービスを確保することが必要。

### 現状

- 児童減少により利用児童数が減少する地域においても、認可保育所が地域の保育機能を維持している現状。
- 認可保育所がない地域においては、へき地保育所(認可外保育施設)がその機能を担っている状況。※へき地保育所 605カ所(平成19年交付決定ベース)
- 幼稚園がない地域において保育所が幅広いニーズに対応している現状
- 現行制度においては、保育所は保育に関する情報提供にあわせて、その保育に支障がない限りにおいて、保育に欠ける児童以外にも含めた地域の児童及び家庭に対し相談・援助を行うこととされている(児童福祉法第48条の3・保育所保育指針4(2))

(具体的な活動)

- ① 地域の子育て支援活動への支援(保育所機能解放、子育て相談等)
  - ② 保健師との連携
  - ③ 障害ある子どもの保護者との連携(障害児親の会との交流等)
  - ④ 高齢者との交流・支援
  - ⑤ 外国人の子どもの保育支援
- 保育所において、放課後児童クラブ、地域子育て拠点、一時預かり等の個別の事業をあわせて行っている場合には、当該事業の実施に際し、必要となる補助を受けることが可能。
  - 認定こども園制度の活用。

※「認定こども園」とは、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

- ① 教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ② 地域における子育て支援の実施(子育て相談や親子の集いの場の提供)

※現在 358カ所

(幼保連携型:158カ所、幼稚園型:125カ所、保育所型:55カ所、地方裁量型:20カ所)

14

### 視点・課題

- 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けられることができるよう、小規模サービス類型の必要性とその場合の基準等のあり方を検討。
- 「へき地保育所」において財政支援は一定水準にとどまり、こうした地域の厳しい状況と地域の子ども集団の保障の観点からは、相応の財政支援が不可欠。
- 幼稚園がない地域等における保育所の役割のあり方の検討と認定こども園の充実と活用促進。
- 多機能型サービスを実施する施設における基準のあり方。
- 多機能型サービスを位置づける場合の対象地域。

### 第1次報告におけるとりまとめ内容

- ⑨ 地域の保育機能の維持・向上  
人口減少地域における生活圏での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。
  - ii) 多機能型の支援  
人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また地域社会の核としての機能を果たすことを支援する。  
※ 必要な基準等については、さらに検討する。
  - iii) 人口減少地域における保育機能のあり方  
人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討する。

15

# 新制度における公的保育サービス類型のイメージ

【量的・多様なニーズ】

【現行】

【多様なサービス類型】

